

まつどしせいかつ
松戸市生活ガイドブック
松戸市生活指南



	1 ぼうはん ぼうさい 防犯・防災 防灾・防止犯罪		6 きょういく 教育 教育
	2 とどで 届け出 办理各种手续		7 ふくし せいかつしえん 福祉・生活支援 福利・生活支援
	3 ほけん ねんきん 保険・年金 保险・年金（养老金）		8 いりょう けんこう 医療・健康 医疗・健康
	4 ぜいきん 税金 税金 TAX		9 くらし（ゴミ・仕事・日本語） 生活（垃圾・就职・学习日语）
	5 しゅっさん こそだ 出産・子育て 分娩・育儿		10 といあわ そうだんまどぐち 問合せ・相談窓口 询问・咨询窗口

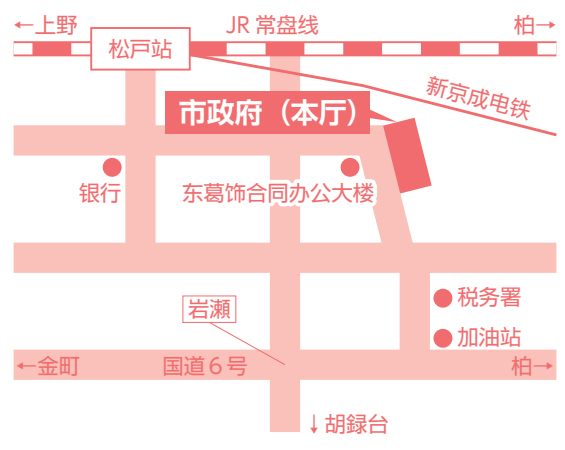
まつどしやくしょ
●松戸市役所

📍 〒 271-8588 根本 387-5
☎ 366-1111
🕒 8時30分～17時
📅 土曜・日曜、祝日・休日、年末年始（12月29日～1月3日）



●松戸市政府

📍 〒 271-8588 根本 387-5
☎ 366-1111
🕒 8点30分～17点
📅 星期六、星期日、节假日、年末年初（12月29日～1月3日）



【行政通訳】

松戸市役所では、行政通訳（英語・中国語）が勤務しています。英語・中国語の言語支援をご希望の場合は、以下の時間内にお越しください。

<英語> 月曜～金曜 9:30～17:00
 <中国語> 月曜・火曜・木曜 9:30～15:30

【モバイル通訳機】

松戸市役所では、モバイル通訳機を使用し、多言語で市民対応を行っています。

<対応言語>
 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語（タガログ語）、
 タイ語、ネパール語、フランス語、ロシア語
 <対応時間> 月曜～金曜 9:00～17:00

【多言語情報提供サイト】

市内の観光や行政・くらしに関する情報を、4か国語（日本語、英語、中国語、ベトナム語）にて紹介する公式ホームページ「Matsudo International Portal」を是非ご利用ください。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal>



Facebook
(フェイスブック)



Twitter
(ツイッター)



Instagram
(インスタグラム)

もくじ
目次

1. 防犯・防災 4	(2) 乳幼児の健康 28
(1) 火災・救急・事故・事件 4	(3) 子育て支援 30
(2) 災害 4	6. 教育 34
(3) 災害からの避難 6	(1) 学校案内・入学・転校 34
(4) 防犯 8	(2) 日本語を母語としない児童生徒への支援 36
2. 届け出 10	(3) 各種相談 36
(1) 市役所・支所リスト 10	7. 福祉・生活支援 38
(2) 各種届け出 12	(1) 福祉 38
(3) 引っ越し 14	(2) 生活支援 38
(4) 各種証明書 14	8. 医療・健康 40
(5) 本人確認に必要な書類 16	(1) 医療情報 40
(6) マイナンバー 16	(2) 医療機関 40
3. 保険・年金 18	(3) 健康情報 42
(1) 国民健康保険 18	9. くらし（ゴミ・仕事・日本語） 44
(2) 後期高齢者医療制度 20	(1) 家庭ごみの分け方・出し方 44
(3) 国民年金 20	(2) 自転車・駐輪場 46
(4) 介護保険 22	(3) 就職相談・職業紹介 48
4. 税金 24	(4) 国際交流 48
(1) 税金 24	(5) 日本語学習 48
5. 出産・子育て 26	10. 問合せ・相談窓口 50
(1) 妊娠・出産の流れ 26	

【行政翻译】

在松户市政府内，提供英文及中文的行政翻译服务。如果需要英文或中文的口译服务，请在以下时间内前来市政府。

<英文> 星期一～星期五 9:30～17:00

<中文> 星期一・二・四 9:30～15:30

【视频口译】

市政府办公楼内，也可通过使用平板电脑进行视频口译，为来自各国的外籍居民提供服务。

<对应语种>

英文，中文，韩语，葡萄牙语，西班牙语，越南语，菲律宾语（他加禄语），泰语，尼泊尔语，法语，俄语

<受理时间> 星期一～星期五 9:00～17:00

【多语信息提供网页】

请参考用4国语言（日语，英语，中文，越南语）构成的介绍松户市内的观光，行政，生活信息的官方网页「Matsudo International Portal」。

URL: <http://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal>



脸书



推特



Instagram

目录

1. 防灾・防止犯罪	5	(2) 婴幼儿的健康	29
(1) 火灾・救护・事故・事件	5	(3) 育儿支援	31
(2) 灾害	5	6. 教育	35
(3) 灾害时的避难	7	(1) 学校指南・入学・转学	35
(4) 防止犯罪	9	(2) 针对母语不是日语的儿童的支持	37
2. 办理各种手续	11	(3) 各项咨询	37
(1) 市政府・支所一览	11	7. 福利・生活支援	39
(2) 各项登记	13	(1) 福利	39
(3) 搬迁	15	(2) 生活支援	39
(4) 各项证明书	15	8. 医疗・健康	41
(5) 确认本人身份时所需证件	17	(1) 医疗信息	41
(6) 个人编号	17	(2) 医疗机关	41
3. 保险・年金（养老金）	19	(3) 健康信息	43
(1) 国民健康保险	19	9. 生活（垃圾・就职・学习日语）	45
(2) 后期老年人医疗制度	21	(1) 家庭垃圾的分类・收集方法	45
(3) 国民年金（养老金）	21	(2) 自行车・存车处	47
(4) 护理保险	23	(3) 就业咨询・介绍工作	49
4. 税金	25	(4) 国际交流	49
(1) 税金	25	(5) 学习日语	49
5. 分娩・育儿	27	10. 询问・咨询窗口	51
(1) 妊娠・分娩的手续	27		

1 ぼうはん ぼうさい 防犯・防災

(1) 火災・救急・事故・事件

① 連絡先・電話のかけ方

火事	救急	事故	事件
Tel: 119※		Tel: 110	
火事です。家が燃えています。 (Kajidesu. Ie ga moeteimasu.)	救急です。人が倒れました。 (Kyūkyū desu. Hito ga taoremashita.)	交通事故です。車をぶつけられました。 (Kotsūjiko desu. Kuruma wo butsukeraremashita.)	泥棒です。 (Dorobō desu.)

② 電話のポイント

名前を伝えましょう
場所と目標物を伝えましょう
電話番号を伝えましょう

※ 通訳オペレーターを通じて、英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・ネパール語・フィリピン語（タガログ語）・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語で話すことができます。

- あわてず落ち着いて行動しましょう。
- 「119番」と「110番」は緊急用の番号です。相談や問合せはできません。
- 救急車は無料ですが、マイカーやタクシーで病院に行けるくらいの軽い病気やけがの場合は、利用できません。

(2) 災害

▶ 危機管理課 TEL: 047-366-7309

① 地震への心構え	② 台風や大雨への心構え
<ul style="list-style-type: none"> ・まず身を守る ・揺れが収まったら、すばやく火を消す ・あわてて外に飛び出さない ・火が出たら、まず消火する ・正しい情報で落ち着いた行動をとる ・ブロック塀、崖など危険な場所に近づかない ・ドアを開けて、出口を確保する ・エレベーターは使用しない ・近所の人と協力して、消火や救護をする ・避難は徒歩で、持ち物は最小限にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備も大切！ ・家屋と周囲の確認も忘れずに！ (危険箇所を確認し、飛散しやすいものは固定しましょう) (道路冠水を防ぐため側溝のごみを取り除きましょう) ・家族や地域でまとまって避難しよう ・土砂災害危険箇所は避ける ・避難は徒歩でする ・足元の水に注意する ・屋内での安全確認 ・地下道（アンダーパス）に注意！

③ 警戒レベル

レベル	内容
5	市町村が緊急安全確保を発令 すでに災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動を取ってください。
4	市町村が避難指示を発令 災害が発生するおそれが高い状況です。周囲の状況に応じて避難所など安全な場所に避難しましょう。避難施設への移動が危険な場合は、近くや建物内の安全な場所に避難しましょう。
3	市町村が高齢者等避難を発令 災害が発生するおそれがある状況です。避難に時間を要する人（高齢者・乳幼児・障害がある人）とその支援者は避難をしましょう。それ以外の人は、避難の準備をしましょう。
2	避難に備え、自らの避難行動を確認してください。（気象庁が大雨・洪水注意報を発表）
1	災害への心構えを高めましょう。（気象庁が早期注意情報を発表）

1 防灾・防止犯罪

(1) 火灾・救护・事故・事件

① 联络电话・如何打电话

火灾	救护	事故	事件
Tel: 1 1 9 ※		Tel: 1 1 0	
着火了。房子正在燃烧。 (Kajidesu. Ie ga moeteimasu.)	请叫救护车。有人晕倒了。 (Kyūkyū desu. Hito ga taoremashita.)	发生了交通事故。被车撞了。 (Kotsūjiko desu. Kuruma wo butsukeraremashita.)	抓小偷。 (Dorobō desu.)

② 打电话时请注意

请说明姓名
请说明地点及附近的目标物体
请说明自己的电话号码

※ 可以通过远隔口译服务对应英文・中文・韩国语・泰语・越南语・尼泊尔语・菲律宾语（他加禄语）・印度尼西亚语・葡萄牙语・西班牙语。

- ☑ 请不要惊慌，冷静行动。
- ☑ 「119号」和「110号」为紧急时用的电话号码。不受理各种咨询。
- ☑ 虽然救护车是免费的，但病症较轻微，能利用私家车或出租车时，请不要叫救护车。

(2) 灾害

▶ 危机管理科 TEL: 047-366-7309

① 地震时的准备	② 台风及大雨时的准备
<ul style="list-style-type: none"> • 首先确保自身安全 • 震动停止后请迅速关掉火源 • 不要慌张往外跑 • 发现起火后，首先灭火 • 掌握正确情报，镇静行动 • 不要靠近水泥块砌的墙，陡坡等危险场所 • 打开门，确保出口 • 不要使用电梯 • 和邻居一起协力灭火或进行救护活动 • 请步行避难，随身携带最少限度的物品 	<ul style="list-style-type: none"> • 事先准备非常重要！ • 不要忘记确认房屋及周围状况！ (查看危险场所，将易飞散的物品固定好) (为了防止道路积水，事先将排水沟的垃圾打扫干净) • 全家或社区一起避难 • 避开滑坡危险地点 • 步行避难 • 留意脚下积水 • 确认屋里的安全 • 注意地下通道！

③ 警戒级别

级别	内容
5	市町村发布紧急确保安全的情报 处于已经发生了灾害的状况。请采取确保生命安全的妥善行动。
4	市町村发布避难指示情报 发生灾害的可能性较高。请根据周围的状况采取到避难所等安全场所的避难行动。去避难设施途中有危险时，请进入附近的安全的建筑物内或场所避难。
3	市町村发布老年人等避难情报 避难时花费较长时间的人（老年人・幼儿・残障者）及其护理人员请采取避难行动。上述以外的人，请做好避难的准备。
2	确认避难时自己应该采取的行动。（气象厅发布大雨・洪水注意情报）
1	做好避难的心理准备。（气象厅发布早期注意情报）



(3) さいがい ひなん 災害からの避難

▶ 危機管理課 TEL : 047-366-7309

① ひなん ひつよう 避難に必要なもの

被災地に救援物資が届くまでには、最低でも3日かかるといわれています。持ち出し品はこの3日間に必要となるものを用意しておきましょう。下記の商品をあらかじめ準備し、カバン等に入れ、災害の際に最も持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

<p>いち じもちだしひん れい 一次持出品 (例)</p> <p>いち じもちだしひん たい じしんとう ぼっせい ひなん 一次持出品は大地震等が発生して避難するとき、まず最初に持ち出すべきものです。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 非常食</p> <p>カンパン、缶詰 (火を通さなくて食べられるもの)、ミネラルウォーター、粉ミルク、紙皿、コップ、アルミホイール、缶切り、栓抜き等があると便利。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 応急医薬品</p> <p>ばんそうこう、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤。 持病のある人は常備薬など。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> 貴重品</p> <p>現金、パスポート、貯金通帳、印鑑、免許証、権利証書など。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>下着、上着などの衣類、タオル、雨具、靴、紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、ヘルメットや防災ずきん、ライター、ラップ、笛やブザー、消毒液など。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯</p> <p>予備電池も忘れずに。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 携帯ラジオ</p> <p>予備電池は多めに用意。</p>

<p>に じもちだしひん れい 二次持出品 (例)</p> <p>に じもちだしひん さいがいふっくきゅう そうじつかん さいていあつ かぶん せいかつ 二次持出品は、災害復旧までの数日間 (最低3日分) を生活できるように準備しておきましょう。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 食品</p> <p>缶詰やレトルト、アルファ米、ドライフーズ、チョコレートやアメなどの菓子類、梅干し、調味料など。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 飲料水</p> <p>1日に一人3リットルが目安。 ペットボトルや缶入りのミネラルウォーター</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> 燃料</p> <p>卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 簡易トイレ</p>

<p>ひつよう こんなものも必要です</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 赤ちゃんがいる場合</p> <p>粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、紙おむつ、母子健康手帳など。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> お年寄りがいる場合</p> <p>予備の眼鏡、入れ歯、補聴器、ホイッスルなど。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> スリッパや靴</p> <p>避難する場合、ガラスの破片や瓦礫などで危険がいっぱい。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>アレルギー対応食、さらし、ロープ、マスク、常備薬、予備の眼鏡など必要な物資。</p>



(3) 灾害时的避难

▶ 危机管理科 TEL : 047-366-7309

① 避难时的所需物品

救援物资到达灾区一般最短也需要 3 天时间。请事先准备好可随身携带的 3 天用的所需物品，装入手提包内，并放在受灾时容易拿出的地方以备随时使用。

第一次携带物品（例）	
第一次携带品指大地震等发生后，避难时首先应该随身携带的物品。	
<input checked="" type="checkbox"/> 应急食品 压缩饼干，罐头（不用火即可食用的），矿泉水，奶粉。 此外纸盘，纸杯，铝箔，开罐器等也请尽量准备。	<input checked="" type="checkbox"/> 应急医药品 橡皮膏，伤口药，绷带，肠胃药，止痛药。 有慢性病的人平时服用的常备药等。
<input checked="" type="checkbox"/> 贵重物品 现金，护照，存折，印章，驾驶执照，房契等。	<input checked="" type="checkbox"/> 其他 内衣，外套等服装类，毛巾，雨具，鞋子，纸尿布，卫生巾，湿纸巾，安全帽，打火机，保鲜膜，哨笛，消毒剂等。
<input checked="" type="checkbox"/> 手电筒 不要忘记预备电池。	<input checked="" type="checkbox"/> 轻便收音机 请多预备备用电池。

第二次携带物品（例）	
第二次携带物品是指在到灾害恢复的数天（最少 3 天），所需要的生活用品。	
<input checked="" type="checkbox"/> 食品 罐头，杀菌袋装食品，缩水米，干燥食品，巧克力，糖果，话梅，调味品等。	<input checked="" type="checkbox"/> 饮用水 一人一天标准为 3 升。 瓶装或罐装的矿泉水
<input checked="" type="checkbox"/> 燃料 携带式炉子，煤气罐，固体燃料等。	<input checked="" type="checkbox"/> 简易厕所

也需要以下物品	
<input checked="" type="checkbox"/> 有婴幼儿时 奶粉，奶瓶，断奶食品，纸尿布，母子健康手册等。	<input checked="" type="checkbox"/> 有老年人时 备用的眼镜，假牙，助听器，哨子等。
<input checked="" type="checkbox"/> 拖鞋及鞋子 避难时，会遇到碎玻璃或瓦片等危险物。	<input checked="" type="checkbox"/> 其他 过敏对应食品，漂白布，绳子，口罩，常备药，备用的眼镜等必要物资。



② ししていひなんばしよいらん
市指定避難場所一覧

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal/en/forforeignresidents/disasterawareness.html>



	しゆるい 種類	せつめい 説明
1	ひなんばしよ 避難場所	ちいき さいがい ばっせい きけん じょうきょう ほんだん ばあい いちじてき ひなん あ 地域で災害が発生し、危険な状況と判断される場合に一時的に避難できる空き 地（学校の校庭・公園等）
	こういきひなんばしよ 広域避難場所	ひなんばしよ たいかさいどう さいあく じょうきょう ひなん 避難場所のうち、大火災等の最悪の状況においても避難できる、10ヘクタール 以上の面積を有する場所
2	ひなんばしよけんしゅうひなんじよ 避難場所兼収容避難所	ひなん できる あち しゅうよう たてもの りょうほう きのお ゆう ばしよ 避難できる空き地と収容できる建物の両方の機能を有する場所
3	しゅうようひなんじよ 収容避難所	かおくとうかい かさい じゅうきよ うしな ひ つつ ひなん ひつよう じゅうみん いち 家屋倒壊や火災により住居を失うなど、引き続き避難を必要とする住民を、一 時的に収容保護できる建物（学校・市民センターの公共施設等） ※収容避難所の中に応急救護所が開設される施設があります。

ぼうはん
(4) 防犯

し みんあんぜん か
▶ 市民安全課 TEL : 047-366-7285

まつど し あんぜんあんしん
松戸市安全安心メール

さいがい ふしんしゃ はんざい じょうほう
災害・不審者・犯罪などの情報を、スマートフォンや携帯電話をお持ちの皆さんのご希望により自動的にメール配信
します。

サービス利用には登録が必要です。登録については、下記の QR コードか URL からアクセスをお願いします。

はいしんないよう
配信内容

- ・避難指示、避難所開設など災害時の緊急情報や防災情報
- ・犯罪の発生状況や子どもに対する声かけなどの不審者情報
- ・交通事故の発生状況や交通安全に関わる情報
- ・大気環境に関わる注意報など
- ・行方不明高齢者の捜索依頼や発見情報
- ・新型コロナウイルスなどの感染症関連情報

とうろく
登録サイト

PC / スマートフォン
<https://plus.sugumail.com/usr/matsudo/home>

フィーチャーフォン（ガラケー）※
<https://m.sugumail.com/m/matsudo/home>
※ SHA-2 非対応機種では Web 画面に係る操作は、ご利用
いただけません。



PC / スマートフォン



フィーチャーフォン
（ガラケー）



② 市指定避难场所一览

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal/zh-cn/forforeignresidents/disasterawareness.html>



种类		说明
1	避难场所	地区发生灾害并被判断处于危险的状况时，可以临时避难的空地（学校的操场，公园等）
	广域避难场所	避难场所中的，即使处在大规模火灾等最危急的状况下，也可以用于避难的面积大于 10 公顷的场所
2	避难场所兼收容避难所	既有可以避难的空地又有可以收容的建筑物的场所
3	收容避难所	临时收容因房屋倒塌或火灾而失去住居等的，需要继续避难的居民的建筑物（学校・市民中心等公共设施） ※ 收容避难所中，有开设应急救护所的设施。



(4) 防止犯罪

▶ 市民安全科 TEL : 047-366-7285

松户市安全安心邮件

根据希望向持有智能手机或手机的人自动发送有关灾害，可疑人员，犯罪等信息。
使用本服务需要事先注册。关于注册，请扫描下侧二维码或登录以下 URL 网站。

信息内容

- 避难指示，开设避难所等灾害时的紧急信息及防灾信息
- 发生犯罪的情况及对儿童的巧言诱惑等可疑人物情报
- 关于发生交通事故的状况及交通安全信息
- 有关大气环境的注意警报等
- 请求寻找或发现走失老年人的信息
- 新冠肺炎等感染症的相关信息

注册网站

电脑 / 智能手机

<https://plus.sugumail.com/usr/matsudo/home>

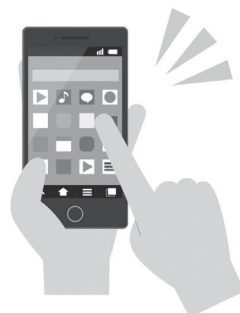
手机（翻盖手机）※

<https://m.sugumail.com/m/matsudo/home>

※SHA-2 非对应機種无法进行 Web 画面操作。



电脑 / 智能手机



手机（翻盖手机）

2 とど で 届け出

(1) 市役所・支所リスト

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

● 松戸市役所

TEL : 047-366-1111
住所：〒 271-8588
松戸市根本 387-5

● 常盤平支所

TEL : 047-387-2131
FAX : 047-388-9664
住所：〒 270-2261
松戸市常盤平 3-30

● 小金支所

TEL : 047-341-5101
FAX : 047-344-8730
住所：〒 270-0014
松戸市小金 2 ピコティ西館 3 階

● 小金原支所

TEL : 047-344-4151
FAX : 047-344-3684
住所：〒 270-0021
松戸市小金原 6-6-2

● 六実支所

TEL : 047-385-0113
FAX : 047-385-1848
住所：〒 270-2203
松戸市六高台 3-71

● 市民課

TEL : 047-366-7340
FAX : 047-364-3295
場所：松戸市役所 新館 1 階

● 馬橋支所

TEL : 047-345-2131
FAX : 047-344-5782
住所：〒 271-0051
松戸市馬橋 179-1
馬橋ステーションモール 4 階

● 新松戸支所

TEL : 047-343-5111
FAX : 047-344-6514
住所：〒 270-0034
松戸市新松戸 3-27

● 矢切支所

TEL : 047-362-3181
FAX : 047-368-1439
住所：〒 271-0087
松戸市三矢小台 3-10-5

● 東松戸支所

TEL : 047-703-0610
FAX : 047-703-0612
住所：〒 270-2225
松戸市東松戸 2-14-1
ひがまつテラス 2 階

対応日時：8:30～17:00（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

支所では、一部サービスの取り扱いがありませんのでご注意ください。支所での取り扱いサービスの詳細と、交通アクセスについては各支所までお問合せください。

● 松戸市行政サービスセンター

TEL : 047-331-8780
場所：松戸駅構内
対応日時：月曜～金曜 10:00～20:00
土曜・第2・第4日曜 9:00～17:00
（祝日及び年末年始を除く）

行政サービスセンターでは、住民票・戸籍・税に関する証明書の発行等、一部のサービスのみの取り扱いになりますので、ご注意ください。行政サービスセンターでの取り扱いサービスの詳細については市民課までお問合せください。



届け出

2 办理各种手续

(1) 市政府・支所一览

▶市民科 TEL : 047-366-7340

●松戸市政府

TEL : 047-366-1111
地址：〒 271-8588 松戸市根本 387-5

●常盤平支所

TEL : 047-387-2131
FAX : 047-388-9664
地址：〒 270-2261 松戸市常盤平 3-30

●小金支所

TEL : 047-341-5101
FAX : 047-344-8730
地址：〒 270-0014
松戸市小金 2 Picotee 西馆 3 楼

●小金原支所

TEL : 047-344-4151
FAX : 047-344-3684
地址：〒 270-0021 松戸市小金原 6-6-2

●六实支所

TEL : 047-385-0113
FAX : 047-385-1848
地址：〒 270-2203 松戸市六高台 3-71

●市民科

TEL : 047-366-7340
FAX : 047-364-3295
地址：松戸市政府新馆 1 楼

●马桥支所

TEL : 047-345-2131
FAX : 047-344-5782
地址：〒 271-0051 松戸市马桥 179-1
马桥车站商场大楼 4 楼

●新松戸支所

TEL : 047-343-5111
FAX : 047-344-6514
地址：〒 270-0034 松戸市新松戸 3-27

●矢切支所

TEL : 047-362-3181
FAX : 047-368-1439
地址：〒 271-0087 松戸市三矢小台 3-10-5

●东松戸支所

TEL : 047-703-0610
FAX : 047-703-0612
地址：〒 270-2225 松戸市东松戸 2-14-1
Higa Matsu Terrace 2 楼

办公时间：8:30 ~ 17:00 (星期六・星期日・节日及年末年初除外)

一部分手续不能在支所办理，请注意。有关各支所的服务内容及交通指南，请向各支所咨询。

●松戸市行政服务中心

TEL : 047-331-8780
地址：松戸车站内
办公时间：星期一~星期五 10:00 ~ 20:00
星期六及第 2・第 4 星期天 9:00 ~ 17:00
(节日及年末年初除外)

行政服务中心只受理住民票・户籍・发行纳税关联的证明书等的一部分申请。有关行政服务中心业务的详细内容，请向市民科咨询。



办理各种手续

(2) 各種届け出

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

届出の際には、運転免許証や在留カード等の写真の貼付された本人確認書類をお持ちください。

届出の名称	届出期間	届出人	届出場所	届出に必要なもの
出生届	子どもが生まれてから、誕生日を含めて14日以内に提出	子どもの父、お母または親	生まれたところ、住所地、または本籍地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 (届書右側の出生証明書に医師などの証明を受けてください) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族・同居者等	死亡したところ、本籍地または届出人の住所地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 (届出右側の死亡診断書 (死体検案書) に医師などの証明を受けてください) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑
婚姻届	任意	婚姻する2人	2人のいずれかの住所地または本籍地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通 (本籍が松戸市にない場合) <input checked="" type="checkbox"/> 2人それぞれの署名および旧姓の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書には証人2名の署名・押印が必要
離婚届	任意	戸籍の筆頭者および配偶者	住所地、現本籍地または新本籍地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本1通 (本籍が松戸市にない場合) <input checked="" type="checkbox"/> 2人それぞれの署名および印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書には証人2名の署名・押印が必要
転籍届	任意	戸籍の筆頭者および配偶者	住所地、現本籍地または新本籍地の市区町村役場	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本1通 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 (筆頭者と配偶者は別々の印鑑を使用してください)



届け出

※ 上の表は日本人の方についての内容になります。外国人の方については要件が異なりますので、市民課・各支所にお問合せください。

※ その他の届出または代理人が届出をする場合は、市民課・各支所にお問合せください。

※ 届書は市民課・各支所の窓口で用意してあります。他の市区町村役場で入手した届書も使用できます。

※ 出生届・死亡届の届書は、医師などの証明が必要となるため病院で用意されている場合があります。



(2) 各项登记

▶ 市民科 TEL : 047-366-7340

进行各种登记时，请携带驾驶执照，在留卡等贴有照片的可以确认本人身份的证件。

登记名称	登记期间	手续人	受理场所	所需资料
出生登记	小孩出生后，从出生日起算 14 天以内提交	儿童的父亲或母亲	出生地，居住地，或有本籍的市区町村政府	<input checked="" type="checkbox"/> 登记表（表格右侧的出生证明书由医师填写） <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证（加入者） <input checked="" type="checkbox"/> 印章 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册
死亡登记	从得知死亡事实日起算 7 天以内	亲属・同居者等	死亡地，本籍地或提交登记的人的居住地的市区町村政府	<input checked="" type="checkbox"/> 登记表〔表格右侧的死亡诊断书（尸体检案书）由医师填写〕 <input checked="" type="checkbox"/> 印章
婚姻登记	任意	准备结婚的 2 人	2 人中任何一方的居住地或本籍地的市区町村政府	<input checked="" type="checkbox"/> 登记表 <input checked="" type="checkbox"/> 各自的户籍誊本 1 份（本籍不在松户市时） <input checked="" type="checkbox"/> 2 人各自的署名及旧姓的印章 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻登记表需要 2 名证人的署名・盖章
离婚登记	任意	户籍的笔头者或配偶者	居住地，现本籍地或新本籍地的市区町村政府	<input checked="" type="checkbox"/> 登记表 <input checked="" type="checkbox"/> 户籍誊本 1 份（本籍不在松户市时） <input checked="" type="checkbox"/> 2 人各自的署名及印章 <input checked="" type="checkbox"/> 离婚登记表需要 2 名证人的署名・盖章
转籍登记	任意	户籍的笔头者或配偶者	居住地，现本籍地或新本籍地的市区町村政府	<input checked="" type="checkbox"/> 登记表 <input checked="" type="checkbox"/> 户籍誊本 1 份 <input checked="" type="checkbox"/> 印章（笔头者与配偶者请使用不同印章）

※ 以上表格内容主要是针对日籍居民的说明。外籍居民所需资料会有不同，请向市民科或各支所咨询。

※ 其他的各种登记及由代理人代办手续时，请向市民科・各支所咨询。

※ 各种登记表格可在市民科・各支所的服务窗口领取。也可使用在别的市区町村政府拿到的表格。

※ 出生登记・死亡登记的表格，因为需要有医师的证明，在部分医院也备有登记表格。



(3) ひ こ 引っ越し

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

引っ越しやそれに係る手続きについて市民課または各支所にてお受けします。

届出名称	届出期間	届出人	必要なもの
市外から松戸市に引っ越し 転入届	転入した日から14日以内	本人または 同居世帯員	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書 (引っ越し前の役所から発行されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード / 特別永住者証明書 (いずれか1つ) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード / 住民基本台帳カード (持っている人)
国外から松戸市に引っ越し	日本に来てから14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード (持っている人) <input checked="" type="checkbox"/> パスポート (上記を持っていない人)
松戸市内で引っ越し 転居届	転居した日から14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード / 特別永住者証明書 (いずれか1つ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (持っている人) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード / 住民基本台帳カード (持っている人)
松戸市から松戸市外に引っ越し 転出届	他の市町村に引っ越し前(前後)14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード / 特別永住者証明書 (いずれか1つ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (持っている人)
松戸市から国外へ引っ越し 転出届 (国外転出)	他の国に引っ越し前(前後)14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード / 特別永住者証明書 (いずれか1つ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (持っている人) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード / 住民基本台帳カード (持っている人)



- ※ 届出人が代理人となる場合は、上記の他、本人または同居世帯員からの委任状を持参してください。
- ※ 外国人住民の転入・転居届の際は、異動する人全員の在留カード・特別永住者証明書を持参してください。
- ※ 外国人住民が複数いる場合や、新たに世帯員が増える場合は、続柄を確認できる書類が必要になる場合があります。
- ※ 国外への転出届の場合は、通知カードかマイナンバーカードを窓口を持参してください。
- ※ マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルからオンラインで転出届を出せます。
詳しくはマイナポータルのホームページを確認してください。

詳しくはこちら



<https://myna.go.jp>

(4) かくしゅしょうめいしよ 各種証明書

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

各種証明書を申請することができます。申請者の本人確認を行います。本人確認書類を持参してください。

証明書の種類	手数料
住民票関係 住民票・除住民票・住民票記載事項証明書 など	1通 300円～
戸籍関係 戸籍全部・個人事項証明 など	1通 450円～
各種証明書 不在住証明書・身分証明書 など	1通 300円～
印鑑登録関係 印鑑登録証明書 など	1通 300円～
マイナンバー関係 マイナンバーカード (紛失等による再交付) など	1通 800円～

(3) 搬迁

▶ 市民科 TEL : 047-366-7340

搬迁关联的各种手续可在市民科及各支所办理。

	手续名称	办理手续期间	手续人	所需资料
由市外迁入 松户市内	迁入登记	搬迁到松户市内 起 14 天以内	本人或同 一家庭的 成员	<input checked="" type="checkbox"/> 迁出证明书 (迁入前的市町区村政府发行) <input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 / 特别永住者证明书 (之一即可) <input checked="" type="checkbox"/> 个人编号卡 / 住民基本台帐卡 (所持者)
由国外迁入 松户市内		抵达日本后 14 天以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 (持卡者) <input checked="" type="checkbox"/> 护照 (没有在留卡的人)
在松户市内 的搬迁	迁居登记	从搬家日起算 14 天以内		<input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 / 特别永住者证明书 (之一即可) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险人证 (持证者) <input checked="" type="checkbox"/> 个人编号卡 / 住民基本台帐卡 (所持者)
由松户市搬 迁到松户市 外	迁出登记	搬迁到别的市町 村之前 (前后 14 天以内)		<input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 / 特别永住者证明书 (之一即可) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险人证 (持证者)
由松户市搬 迁到国外	迁出登记 (迁到国 外)	迁到国外之前 (前后 14 天以 内)		<input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 / 特别永住者证明书 (之一即可) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险人证 (持证者) <input checked="" type="checkbox"/> 个人编号卡 / 住民基本台帐卡 (所持者)

※ 由代理人办理手续时,除了上述的资料,还需要携带本人或同一家庭成员的委任状。

※ 外籍居民的迁入·迁出时,需要出示搬迁成员全员的在留卡·特别永住者证明书。

※ 外籍居民为复数人时,或新增加家庭成员时,有可能需要出示能够确认亲属关系的资料。

※ 迁到国外时,请携带通知卡或个人编号卡前往服务窗口。

※ 持有个人编号卡的人士,可利用 Mynaportal 在线办理迁出申报。

详情请确认 Mynaportal 网页。

详情请参阅此处



<https://myna.go.jp>



办理各种手续

(4) 各项证明书

▶ 市民科 TEL: 047-366-7340

在申请领取各项证明书时,需要确认申请者的身份。请携带可以确认本人身份的证件前来办理手续。

	证明书的种类	手续费
住民票关联	住民票·除住民票·住民票记载事项证明书 等	1份 300 日元~
户籍关联	户籍全部·个人事项证明书 等	1份 450 日元~
各项证明书	不在住证明书·身分证明书 等	1份 300 日元~
登记印章关联	印章登録证明书 等	1份 300 日元~
个人编号关联	个人编号卡 (因遗失等再发行) 等	1份 800 日元~

(5) 本人確認に必要な書類

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

転入・転出等の届出や各種証明書を取得する際、窓口に来る人の本人確認を行います。
 窓口にお越しいただく際は、**本人確認書類 A** から **1** つ。持っていない人は**本人確認書類 B** から **2** つ、または**本人確認書類 B** と**本人確認書類 C** を **1** つずつ持参してください。

※ **本人確認書類 A** を持っていない人は、戸籍関係、印鑑登録関係、マイナンバー関係で必要な**本人確認書類 B・C** が異なります。詳細は市民課、各支所へお問合せください。

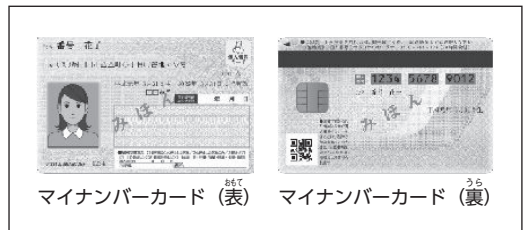
本人確認書類 A	本人確認書類 B	本人確認書類 C
在留カード、パスポート、特別永住者証明書、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳など	国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、健康保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証明書、住民基本台帳カード（写真なし）など	学生証、社員証など

(6) マイナンバー

▶ 市民課 TEL : 047-366-7340

① マイナンバーとは

社会保障や税、災害対策の分野で使われる12桁の番号で、日本に住居のある外国人にもマイナンバーは付番されます。2020年5月25日以降、日本に入国し、住民登録をした時点で、マイナンバーが記載された個人番号通知書が郵送で届きます。希望者は顔写真とICチップ付のマイナンバーカードも申請できます。



▶ マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL : 0120-0178-26 (マイナンバー制度に関すること)

0120-0178-27 (マイナンバーカード等に関すること)

対応言語：英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

対応日時：月曜～金曜 9：30～20：00 土曜・日曜・祝日 9：30～17：30

② マイナンバーカード申請方法

申請書を送付する	交付通知書を受領する	マイナンバーカードを受領する
個人番号通知書と併せて送付された申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒を利用して申請してください。郵送の他にパソコン等で申請用ウェブサイトからの申請もできます。	交付通知書が後日お客様の自宅に送付されます。カードの受取方法の詳細等をご確認ください。	交付窓口へ必要な持ち物をお持ちになり、暗証番号を設定してマイナンバーカードを受け取ってください。

・ マイナンバーカード総合サイト (地方公共団体情報システム機構)

マイナンバーカード・通知カードに関する情報を掲載した多言語ウェブサイトです。

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

(5) 确认本人身份时所需证件

▶ 市民科 TEL : 047-366-7340

办理迁入·迁出等手续以及领取各项证明书时，需要确认前来窗口办理手续者的身份。前来服务窗口时，请携带 A 栏中的本人确认证件任意 1 份。没有的人请携带 B 栏中的本人确认证件中任意 2 份，或者 B 栏与 C 栏的本人确认证件各 1 份。

※ 没有 A 栏中的本人确认证件的人，办理户籍关联，登录印章，个人编号关联的手续时所需的本人确认证件 B·C 会有所不同。详细请向市民科以及各支所咨询。

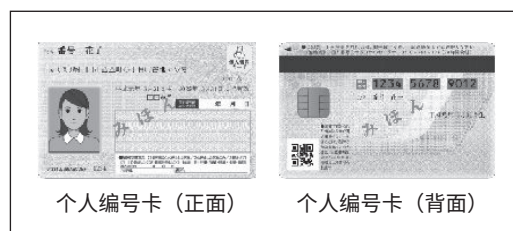
本人确认证件 A	本人确认证件 B	本人确认证件 C
在留卡，护照，特别永住者证明书，驾驶执照，个人编号卡，住民基本台帐卡（贴有照片），身体残障者手册等	国民健康保险证，后期老年人保险证，护理保险证，健康保险证，年金手册，年金证书、生活保护受给者证明书，住民基本台帐卡（无照片）等	学生证，社员证等

(6) 个人编号

▶ 市民科 TEL : 047-366-7340

① 所谓个人编号

个人编号是指在社会保障，税金，灾害对策的领域所利用的 12 位数的号码。在日本有住民票的外国人也被赋予编号。2020 年 5 月 25 日以后，在日本入国并进行住民登记手续后，将邮寄给本人记载个人编号的个人编号通知书。希望者可以申请印有本人脸部照片和搭载 IC 芯片的个人编号卡。



个人编号卡（正面）

个人编号卡（背面）

▶ 个人编号综合免费咨询电话

TEL : 0120-0178-26 (个人编号制度事宜)

0120-0178-27 (个人编号卡事宜)

对应语种：英文·中文·韩语·西班牙语·葡萄牙语

受理时间：星期一～星期五 9:30～20:00 星期六·星期天·节日 9:30～17:30

② 申请个人编号卡程序

发送申请书	领取交付通知书	领取个人编号卡
请填写和个人编号通知书一起寄来的申请书的必要事项，并用内装的回信用信封邮寄申请。除了邮寄申请，也可利用电脑从申请用页面进行申请。	交付通知书会被邮寄到您的家里。请仔细阅读通知书记载的领取个人编号卡的方法。	请持所需资料前往交付窗口，设定暗号后领取个人编号卡。

• 个人编号卡综合网页（地方公共团体情报系统机构）

是介绍个人编号卡关联的各种信息的多语对应网页。

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



3 ほけん ねんきん 保険・年金

(1) 国民健康保険

▶ 国保年金課 TEL : 047-712-0141 (国民健康保険コールセンター)

国民健康保険とは、病気やけがをしたとき経済的負担ができるだけ軽くなるように、普段から各々の収入に応じてお金(保険料)を出し合い、医療費にあてていくという「助け合いの制度」です。日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、**全ての人が健康保険に加入しなければなりません。**

国民健康保険に加入しなければならない人

国民健康保険には、次の人を除き、必ず加入しなければなりません。

- ・ 職場の健康保険などに加入している人とその扶養家族の人
- ・ 後期高齢者医療制度に加入している人
- ・ 生活保護を受けている人

① 国民健康保険に入るとき・やめるとき

世帯主は14日以内に届け出てください。
 取り扱い窓口：国保年金課(市役所本館1階)、各支所
 (※ 松戸駅構内の行政サービスセンターでは取り扱っていません。)

以下の書類をお持ちください

- ☑ 届出人と該当者のマイナンバーを確認できる書類
- ☑ 届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ☑ 委任状(届出人と該当者の住民票が別世帯の場合)

国民健康保険に入るとき		国民健康保険をやめるとき	
こんなとき	必要なもの	こんなとき	必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	☑ 他の市区町村の転出証明書	他の市区町村へ転出するとき	☑ 国民健康保険被保険者証
他の健康保険をやめたとき 他の健康保険の被扶養者でなくなったとき	☑ 健康保険資格喪失証明書	他の健康保険に入ったとき 他の健康保険の被扶養者になったとき	☑ 国民健康保険被保険者証 ☑ 他の健康保険被保険者証(後者が未交付のときは、加入したことを証明するもの)
子どもが生まれたとき	☑ 母子健康手帳	加入者が死亡したとき	☑ 国民健康保険被保険者証
生活保護を受けなくなったとき	☑ 生活保護受給証明書	生活保護を受けるとき	☑ 国民健康保険被保険者証、 生活保護受給証明書
その他こんなとき	必要なもの		
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	☑ 国民健康保険被保険者証		
国民健康保険被保険者証をなくしたとき、汚損したとき	☑ 本人確認書類(汚損した国民健康保険被保険者証)		

② 国民健康保険料

国民健康保険に加入したら、保険料(お金)を払ってください。保険料は世帯主(家族を代表する人)が決められた日までに払います。

保険料は口座振替(*)で払ってください。口座振替のやり方は、国保年金課で聞いてください。

* 口座振替 = 銀行などの口座からお金を引くこと

お金を払うのが遅くなると...

督促状、催告書を送ります。払うお金が多くなることがあります。

ずっとお金を払わないと...

市役所が保険料をあなたの貯金や給料から取る(差し押さえる)ことがあります。

※ お金を払うことができないときは、国保年金課(市役所本館1階)に相談してください。



国民健康
保険・年金

3 保险·年金（养老金）

(1) 国民健康保险

▶ 国保年金科 TEL：047-712-0141（国民健康保险电话客服）

国民健康保险是指为了在生病或受伤时尽量减轻医疗费负担而加入的，平时根据个人收入缴纳保险费并将之用于支付医疗费用的「互助制度」。在日本，为了能够安心接受治疗，**所有的人都必须加入健康保险。**

有必要加入国民健康保险的人
<p>除以下人士，所有的人都必需加入国民健康保险。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入公司的健康保险的人及其抚养家属 加入后期老年人医疗制度的人 接受生活保护的人

① 加入国民健康保险·退出国民健康保险

户主必需在 14 天以内办理申告手续。
受理窗口：国保年金科（市政府本馆 1 楼），各支所（※ 松户车站内的行政服务中心不承办该手续。）

请携带以下资料
<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 可以确认办理手续者和当事人的个人编号的资料 <input checked="" type="checkbox"/> 办理手续者的身份证件（驾驶执照，护照，个人编号卡等） <input checked="" type="checkbox"/> 委任状（办理手续者与当事人的住民票为不同家庭时）

加入国民健康保险时		退出国民健康保险	
事由	所需资料	事由	所需资料
由其他市区町村迁入时	<input checked="" type="checkbox"/> 其他市区町村的迁出证明书	迁到其他市区町村时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证
退出其他健康保险时不再是其他健康保险的被抚养者时	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保险资格丧失证明书	加入其他健康保险时成为其他健康保险的被抚养者时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险和其他健康保险的被保险者证（后者未发行时，证明资料亦可）
小孩出生时	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册	加入保险者死亡时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证
不再接受生活保护时	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保护受给证明书	接受生活保护时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证 生活保护受给证明书
其他事由		所需资料	
住址，户主，姓名发生变化时		<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证	
国民健康保险被保险者证丢失或破损时		<input checked="" type="checkbox"/> 可以确认身份的证件（破损的国民健康保险被保险者证）	

② 国民健康保险费

加入国民健康保险后，请缴纳保险费（钱）。保险费由户主（家庭代表）在指定期限内交付。

请采用账户转账方式（※）缴纳保险费。关于转账方式，请向国民年金科咨询。

※ 账户转账：从银行等账户扣除。

如果延迟缴费

发送督促单、催促单。缴纳费用有增额的可能性。

如果一直不缴纳

可能由市政府从您的存款或工资中提取保险费（扣押）

※ 如有无法缴纳的苦衷，请向国保年金科（市政府本馆 1 楼）咨询。



(2) 後期高齢者医療制度

▶ 国保年金課 後期高齢者医療班 TEL : 047-712-0141 (国民健康保険コールセンター)

住民登録をしている75歳以上(一定の障害があるかたで、加入を希望する65歳以上)の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。外国人も在留期間が3か月を超える場合は、後期高齢者医療制度の加入者となります。ただし、特定活動の在留資格で、医療を受けるために入国した場合などは加入できません。

(3) 国民年金

▶ 国保年金課 国民年金班 TEL : 047-366-7352

① 国民年金とは

日本では現役世代(被保険者)と高齢世代(受給者)の「社会的助け合い」のシステムが基礎となっています。
原則、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人たちは、国籍を問わず国民年金に加入しなければなりません。国民年金には老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金があり、支給要件や給付額については、お問合せください。

② あなたの加入する国民年金の種別と保険料の納付方法

種別	年齢等	対象者	納付方法	希望すれば加入できる人	特例任意加入
第1号被保険者	20歳～ 60歳未満	自営業者・無職の人・フリーター・学生等第2号及び第3号被保険者に該当しない人	日本年金機構から送付される納付書による支払口座振替制度もあります。	任意加入被保険者	65歳に達しても年金受給権が確保できない人は、70歳になるまでの間で受給権を得るまで加入することができます。(1965年4月1日以前に生まれた人)
第2号被保険者	就職時～ 65歳未満	厚生年金加入者	厚生年金保険料として給料から天引きされます。		
第3号被保険者	20歳～ 60歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者	配偶者の加入する厚生年金が制度全体として負担します。		

③ 保険料の支払いが困難な人

第1号被保険者(自営業者、無職の人)は個人で保険料を納めなければなりません。病気、失業、営業不振などで保険料を納めるのが困難な人は、国民年金の窓口申請し、承認されると保険料が全額または3/4・半額・1/4免除される制度があります。50歳未満の人には、保険料の納付が猶予される納付猶予制度、学生には、学生期間中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。なお、免除された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。



(2) 后期老年人医疗制度

▶ 国保年金科 后期老年人医疗班 TEL: 047-712-0141 (国民健康保险电话客服)

办理了住民登记的 75 岁以上(有一定残障,并希望加入的 65 岁以上人士)的人,要加入后期老年人医疗制度。在留期间超过 3 个月以上的外籍居民,也将成为后期老年人医疗制度的加入者。在留资格为特定活动的人以及以接受治疗为目的的来日者,不能加入此制度。

(3) 国民年金(养老金)

▶ 国保年金科 国民年金班 TEL: 047-366-7352

① 所谓国民年金

日本社会是由现役阶层(被保险者)与老龄阶层(受给者)的「社会性互助」系统为基础的社会。原则上,居住日本国内的 20 岁以上 60 岁以下的所有居民,不论任何国籍都必需加入国民年金。国民年金分老龄基础年金,障碍基础年金,遗族基础年金等种类。有关支付要件及支付金额,请咨询。

② 国民年金的种类及保险费的缴纳方法

	种类	年龄等	对象者	缴纳方法		
必需加入的人	第 1 号被保险者	20 岁~60 岁以下	个体户·自营者·无职业者·自由职业者·学生等不属于第 2 号及第 3 号被保险者的人	通过日本年金机构邮寄来的缴纳单缴纳。也可通过账户转账方式缴纳。	根据希望可以加入的人	任意加入被保险者 ● 日本国内有住所的 60 岁以上 65 岁以下人 ● 居住国外的 20 岁以上 65 岁以下的拥有日本国籍的人
	第 2 号被保险者	就业时~65 岁以下	厚生年金加入者	作为厚生年金保险费从工资中扣除。		
	第 3 号被保险者	20 岁~60 岁以下	由厚生年金加入者抚养的配偶者	由配偶者加入的厚生年金制度全体负担。	特例任意加入	满 65 岁仍不能确保年金受给权的人,在到达 70 岁期间加入到得到受给权为止。 (1965 年 4 月 1 日以前出生的人)

③ 缴纳保险费有困难时

第 1 号被保险者(个体经营者,无职业者等人)需要自己缴纳保险费。因疾病,失业,经营不振而缴纳保险费有困难时,通过在国民年金的窗口进行申请,如被批准可以免除全部保险费或 3/4·1/2·1/4 的保险费。对于不满 50 岁的人,有延缓缴纳保险费的制度。身份为学生的人,在上学期间有缓交保险费的学生纳付特例制度。被免除的保险费,10 年以内可以追溯缴纳。



④ 短期在留外国人の脱退一時金

日本国籍を有しない人が、国民年金又は厚生年金被保険者資格を喪失し、日本を出国する場合、日本に住所を有しなくなってから2年以内に脱退一時金を請求することができます。

対象者	申請に必要な書類
<p>脱退一時金は、次のすべての条件に該当するときに請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有していない人 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある人（免除期間がある方はお問合せください。） 日本に住所を有していない人 <p>※再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する場合は、転出届の提出をしたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない人 	<p>下記の書類をご用意の上、申請ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 脱退一時金請求書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポートの写し（氏名・生年月日・国籍・署名・在留資格が確認できるページ） <input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有しなくなったことを明らかにできる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行が発行した証明書等（銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号、請求者本人の口座名義が確認できる書類） <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金番号が確認できる書類

※ 脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は年金加入期間ではなくなります。詳しくは、最寄りの日本年金機構の年金事務所あるいは、国保年金課 国民年金班までお問合せください。なお、申請書類の提出先は日本年金機構になります。

※ 脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、計算されます。

かいごほけん
(4) 介護保険

▶ 介護保険課 TEL: 047-366-7370

介護保険は、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう、高齢者の介護をみんなで支える仕組みです。65歳以上で介護認定された人がサービスを利用することができます。40歳から64歳の方でも年をとったことよっておこる病気で介護認定された方は利用できます。

① 保険料の支払い方法

保険料は、年齢により支払い方法が違います。

年齢	支払い方法
65歳以上	納め方は、普通徴収（納付書）と特別徴収（年金天引き）の2通りに分かれます。年金天引きが開始されるまでの間は、納付書を送付しますので、期日までに支払ってください。
40歳から65歳未満	国民健康保険に加入している方 国民健康保険料に介護保険料が含まれます。世帯主が納めます。
	職場の健康保険に加入している方 給与から介護保険料が引かれます。

② 利用方法

介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける手続きが必要です。

【窓口】 介護保険課、各支所

【申請に必要なもの】

市役所の窓口へ提出するもの	主治医または医療機関へ提出するもの
<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 要介護（要支援）認定申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険の保険証（写し） <p>※申請書に医療保険情報をご記入いただけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 問診票



④ 短期在留外国人的退出补助金

不具有日本国籍的人，丧失国民年金及厚生年金被保险人资格后离开日本时，在日本不再有住所之日起算2年以内可以申请领取退出补助金。

对象者	申请时提交资料
<p>符合以下所有条件时可以申请领取退出补助金。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不具有日本国籍者 作为国民年金的第1号被保险人缴纳完毕保险费的月数，或作为厚生年金保险的被保险人期间的月数为6个月以上的人（有免除期间的人请咨询。） 在日本没有住址者 <ul style="list-style-type: none"> ※办理了再入国许可·视同再入国许可后出国的场合，提交了迁出登记时。 未曾持有领取年金（包括残障者津贴）权利的人 	<p>请准备以下资料办理申请。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 退出补助金申请书 <input checked="" type="checkbox"/> 护照的复印件（可以确认姓名·出生年月日·国籍·署名·在留资格的页面） <input checked="" type="checkbox"/> 可以明确证明在日本不再拥有住所的资料 <input checked="" type="checkbox"/> 银行出具的证明书等（银行名，分行名，分行地址，账号，可以确认请求者本人的账号名义的材料） <input checked="" type="checkbox"/> 可以确认基础年金号码的资料

※ 领取退出补助金后，作为计算退出补助金的基准的加入年金的期间将不再视为年金加入期间。详细请向附近的日本年金机构的年金事务所或国保年金科国民年金班咨询。申请资料要向日本年金机构提交。

※ 退出补助金的支付金额，根据加入日本的年金制度的月数算定。

(4) 护理保险

▶ 护理保险科 TEL : 047-366-7370

护理保险是指即使到了需要护理的程度，为了能使其能够自理日常生活，大家相互扶持，为老年人提供所需福利的制度。

65岁以上取得护理认可的人士可以利用。40岁至64岁，因年老而身患疾病，被认可需要护理的人士也可利用。

① 缴纳保险费的方法

缴纳保险费的方法，不同年龄需要采取不同缴纳方法。

年龄	缴纳方法
65岁以上	缴纳方法分为普通征收（缴纳单）和特别征收（养老金扣除）两种方法。养老金扣除开始之前将为您邮寄缴纳单，请在期限内缴纳保险费。
40岁至未满65岁	加入国民健康保险的人士 国民健康保险费含护理保险费。由户主缴纳。
	加入公司健康保险的人士 健康保险费从工资里扣除。

② 利用方法

利用护理服务时，需要先办理需要护理、需要支援认可手续。

【窗口】

护理保险科、各支所

【申请所需资料】

提交市政府窗口的资料	提交主治医师或医疗机关的资料
<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 需要护理（需要支援）认定申请书 <input checked="" type="checkbox"/> 护理保险被保险人证 <input checked="" type="checkbox"/> 医疗保险的保险证（复印件） ※需要在申请书上填写医疗保险信息。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 问诊票



(1) 税金

▶ 市民税課 TEL : 047-366-7322

① 住民税 (市民税・県民税)

住民税とは、その年の1月1日時点で市内に居住があった人などが納めなくてはならない個人市民税と県民税を合わせたものです。住民税には課税所得金額に一律10% (市民税6%・県民税4%) をかけた「所得割」と市民税3,500円と県民税1,500円の合計5,000円の「均等割」があり、その合計が住民税の年税額となります。

松戸市に住民税を納めなくてはならない人	
<ul style="list-style-type: none"> 1月1日時点で松戸市に居住があり、前年中に一定以上の所得額※がある人 1月1日時点で松戸市に住所はないが、松戸市に事業所があり、前年中に一定以上の所得額※がある人 (均等割のみ) 	

※ 住民税が発生する所得額については、扶養親族の人数や障害があるかなどによって異なります。詳しくは市民税課までお問合せください。

② 住民税の納め方と決定方法

納付種別	対象	納付方法	住民税の決定方法
とくべつしょうしゅう 特別徴収	かいしゃ など 会社などで働いている人	まいつき きゅうよ 毎月の給与から住民税が引かれ、会社が本人に代わって市へ納める方法です。	つと きき きゅうよ しらいほうこくしよ おく 勤め先から給与支払報告書が送られることで住民税が決定します。
ふつうしょうしゅう 普通徴収	じょうき いがい ひと 上記以外の人	のうぜいしゃ し 納税者が市へ直接、税金を納める方法です。自営業者やフリーランスの方が主な対象となります。	こじん しぎょうぬし 個人事業主もしくは、収入が全くなかった場合などは、個人で申告をすることで住民税が決定します。

③ 申告

申告とは、その年の収入や支払った保険料、扶養していた親族等について申告書に記入し、提出することです。申告された内容により住民税が決定します。以下のような人は必ず申告をしてください。

申告の必要な人	申告に必要な書類
<p>その年の1月1日現在、松戸市に居住がある人で以下のいずれかに当てはまる人は申告の必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社から松戸市に給与支払報告書の提出がなかった人 給与以外に所得がある人 所得がなく、どなたの扶養にもなっていない人、もしくは扶養者が松戸市に住んでいない人 <p>※ なお、所得税の確定申告をした場合は住民税の申告は必要ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 申告する年度の前年分の所得を証明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 申告する年度の前年分に支払った金額を確認できる控除証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者控除を受ける人は、障害者手帳又は証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 学生の人は、学生証 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 (在留カード / 健康保険証 / 運転免許証 等)

④ 住民税証明書

住民税証明書は、その年の住民税の課税額、前年の所得額、扶養親族の人数などが書かれた書類で、課税か非課税かを証明するものです。(提出先の例) 出入国在留管理庁、公営住宅、健康保険組合、金融機関等

申請時に必要なもの

- 申請書 (窓口) に用意してあります。松戸市ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 本人確認書類 (在留カード / パスポート / マイナンバーカード / 特別永住者証明書 / 運転免許証)
- 証明書発行手数料 : 1通につき 300円



税金

4 税金

(1) 税金

▶ 市民税科 TEL : 047-366-7322

① 住民税 (市民税・县民税)

所谓住民税是居民若该年度的 1 月 1 号居住在松户市内, 则必需缴纳的个人市民税与县民税的合计金额。住民税由所得金额的 10% (市民税 6%, 县民税 4%) 的所谓「所得比」和市民税 3500 日元, 县民税 1500 日元合计 5000 日元的所谓「均等比」构成, 两者的合计金额为年度的住民税额。

必需向松户市缴纳住民税的人

- 1 月 1 号居住在松户市, 前一年有一定金额以上的所得额 ※ 的人
- 1 月 1 号在松户市没有住所, 但在松户市内持有公司, 并在前一年中有一定金额以上的所得额 ※ 的人 (只交均等比例部分)

※ 开始征收住民税的所得额, 因抚养亲属的人数以及有无残障而不同, 详细请向市民税科咨询。

② 住民税的缴纳法及决定方法

缴纳种类	对象	缴纳方法	住民税的决定方法
特别征收	公司等职员	从每月的工资里自动扣除, 由公司代替本人缴纳给市里。	由工作单位提出的支付工资报告书决定住民税。
普通征收	上述以外的人	由纳税者直接向松户市纳税的方法, 主要对象为个体户, 自由职业者等人。	个体经营者或无收入者, 通过各自申告决定住民税。

③ 申告

申告是将一年的收入, 缴纳的保险费, 抚养的亲属等状况记载在申告书上, 提交给市里。根据申告内容决定住民税金额。符合以下条件的人请务必办理申告手续。

需要办理申告的人	申告时所需资料
<p>该当年的 1 月 1 号居住于松户市, 符合以下条件之一的人有必要办理申告手续。</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 工作单位没有向松户市出具支付工资报告书的人▷ 有工资以外的收入的人▷ 没有收入, 也不属于他人的抚养亲属或抚养人不居住在松户市内 <p>※ 办理了所得税确定申告后无需再办理住民税申告。</p>	<ul style="list-style-type: none">☑ 申报年度的前一年的所得的证明资料☑ 申报年度的前一年中所支付的可以确认金额的扣除证明书☑ 接受残障者控除的人, 要出示残障者手册或证明书☑ 学生要出示学生证☑ 明记个人编号的资料☑ 本人确认证件 (在留卡 / 健康保险证 / 驾驶执照等)

④ 住民税证明书

住民税证明书是记载有该年度的住民税的课税额, 前一年的所得额, 抚养家属的人数, 用来证明是否课税的资料。(提交机构例) 出入国在留管理厅, 公营住宅, 健康保险组合, 金融机构等。

申请时所需资料

- ☑ 申请书 (在窗口领取, 也可从松户市官方网页下载)
- ☑ 本人确认证件 (在留卡 / 护照 / 个人编号卡 / 特别永住者证明书 / 驾驶执照)
- ☑ 证明书发行手续费: 1 份 300 日元



税金

5 しゅっさん こそだ 出産・子育て

(1) 妊娠・出産の流れ

▶ 子育てセンター 母子保健担当室 TEL : 047-366-5180

下記の手続きを行う場合は、本人・居住地の確認のため顔写真が貼った証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書等）をお持ちください。

手続き・申込み	時期	必要なもの・手続き	担当窓口	TEL
母子健康手帳①の交付	妊娠 6 週間ごろ以降、できるだけ早く	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠届出書（窓口で配布） <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付き） <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠を確認できるもの	市役所、および各支所内の市民健康相談室	047-366-7489
妊婦健康診査	妊娠期間中 14 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦健康診査受診票（母子健康手帳と一緒に交付）	中央保健福祉センター 小金保健福祉センター 常盤平保健福祉センター	047-366-7489
妊婦歯科健康診査	妊娠期間中 1 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦歯科健康診査受診券（母子健康手帳と一緒に交付）		047-346-5601
ママパパ学級	妊娠 16 週～ 32 週の間 に 2 回（変更となる場合があります）	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 筆記用具 <input checked="" type="checkbox"/> テキスト（参加時に配布） <input checked="" type="checkbox"/> 2 回目のみバスタオル		047-384-1333
妊婦訪問	妊娠中	妊娠中で訪問を希望する方や必要な人に保健師や助産師等の専門職が家庭訪問し、健康相談を受けます。		
産婦健康診査	出産から 2 週間後と 1 か月後	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 産婦健康診査受診票（母子健康手帳と一緒に交付）		
出産育児一時金②支給の手続き	出産前	「直接支払制度合意書」に記入して、医療機関に提出	各医療機関	—
ご出産と入院（日本では、約 4 日間入院します）				
出生届の提出	子どもが生まれてから、出生日を含めて 14 日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書（病院から交付） <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（松戸市の国民健康保険に加入された人が該当します） <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	市民課	047-366-7340
児童手当③申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請書又は額改定届（窓口で配布）※ <input checked="" type="checkbox"/> 請求者の金融機関の通帳コピー <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	子育て支援課 児童給付担当室 ※申請書等は市の	047-366-3127
子ども医療費助成④申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども医療費助成申請書（窓口で配布）※ <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健康保険証のコピー（加入予定の保護者の健康保険証でも可能）	ホームページ「松戸市出産・子育ての申請書ダウンロード」から出力できます。	
出産育児一時金②支給の手続き	出産時	出産時に加入の健康保険へお問合せください。下記の方が対象です。 ・日本の病院で支払いが 42 万未満だった人 ・直接支払制度を利用しなかった人 ・海外で出産された人	国民健康保険に加入の人は国保年金課 上記以外の方はご加入の健康保険組合	047-712-0141 コールセンター



出産・子育て

5 分娩·育儿

(1) 妊娠·分娩的手续

▶儿童家庭中心 母子保健担当室 TEL: 047-366-5180

办理下列手续时，请携带可以确认本人·居住地的有照片的证件（个人编号卡，驾照执照，在留卡，特别永住者证明书等）。

手续及申请	时期	所需资料等	受理窗口	联系电话
颁发母子健康手册 ①	怀孕 6 周以后的 最早的时期	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠申报表（在窗口领取） <input checked="" type="checkbox"/> 本人确认身份证件（有照片的） <input checked="" type="checkbox"/> 个人编号卡 <input checked="" type="checkbox"/> 能确认妊娠的证明资料	市政府，或各支所 内的市民健康咨询 室	047-366-7489
孕妇健康检查	怀孕期间 14 次	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 孕妇体检就诊单（与母子健康手册一起 颁发）	中央保健福利中心 小金保健福利中心 常盘平保健福利中心	047-366-7489 047-346-5601 047-384-1333
孕妇牙科检查	怀孕期间 1 次	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦牙科检查就诊券（与母子健康手册 一起颁发）		
父母讲座	怀孕 16 周～ 32 周期间 2 次 （可能会有变更）	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 笔记用具 <input checked="" type="checkbox"/> 教材（参加时颁发） <input checked="" type="checkbox"/> 第二次需要浴巾		
孕妇家访	怀孕期间	对怀孕期间希望实施家访的孕妇或有必要家 访的孕妇，接受助产师或保健师等专业人员 实施家访并进行健康咨询。		
产妇健康体检	分娩 2 周后 与 1 个月后	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 产妇体检就诊单 （与母子健康手册一起分发）		
分娩育儿一次性补 助金②支付手续	分娩前	将「直接支付制度同意书」填写好后，提交 给医疗机构。		
分娩与住院（在日本住院期间大约为 4 天）				
办理出生登记	出生以后，包 括出生日在内 14 天以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生登记表（从医院领取） <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证 （加入松戸市的国民健康保险的人） <input checked="" type="checkbox"/> 印章 <input checked="" type="checkbox"/> 其他（根据家庭状况提出）	市民科	047-366-7340
申请儿童补贴③	与出生登记同 时办理	<input checked="" type="checkbox"/> 认定申请书或金额变更登记（在窗口领 取）※ <input checked="" type="checkbox"/> 请求者的金融机构存折的复印件 <input checked="" type="checkbox"/> 其他（根据家庭情况）	育儿支援科 儿童给付担当室 ※ 申请书等资料也 可从市的官方网页	047-366-3127
申请儿童医疗费补 贴④	与出生登记同 时办理	<input checked="" type="checkbox"/> 儿童的医疗费补助申请书（在窗口领取）※ <input checked="" type="checkbox"/> 儿童的健康保险证的复印件（准备加入 的健康保险的监护人的保险证亦可）	「松戸市出産・子育て申請書等ダウン ロード」下载	
分娩育儿一次性补 助金②支付手续	分娩时	请向分娩时加入的健康保险组织咨询。 ※ 下列人士为对象。 ・ 给日本的医院缴费金额不满 42 万日元的人 ・ 没有利用直接支付制度的人 ・ 在国外分娩的人	加入国民健康保险的人 国保年金科	047-712-0141 （国民健康保险 电话客服）
			上述以外的人 请向加入的健康保 险咨询	—



手続き・申込み	時期	必要なもの・手続き	担当窓口	TEL
在留資格の取得	出生から30日以内	地方出入国在留管理官署にお問合せください。 (子どもが日本国籍でない場合)	地方出入国在留管理官署	—
本国政府への報告	出生から30日以内	大使館/領事館にお問合せください。(子どもが日本国籍でない場合)	大使館/領事館	—
特別永住許可申請	出生から60日以内	市民課にお問合せください。	市民課	047-366-7340

① 母子健康手帳

母子健康手帳とは、妊娠の経過、出産、乳幼児の健康診査、予防接種などを記録する、大事な手帳です。

② 出産育児一時金

出産にかかる費用が、国民健康保険もしくは勤務先で加入している健康保険から支払われる制度です。ただし、支給上限があります。

③ 児童手当

児童手当とは、子育てをする家計の負担を軽くし、児童の健やかな成長を支えるための手当で、中学校3年生までの児童を養育している家庭に支給されます。(所得制限有り)

④ 子ども医療費助成

子ども医療費助成とは、松戸市に住民登録がある高校3年生までの子どもの、通院・入院・調剤の医療費を助成する制度です。保険診療外の医療費(例：健診、予防接種等)など適用されない場合もあります。

(2) 乳幼児の健康

① 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・保健師が訪問して体重測定や健康相談をします。

② 乳幼児健康診査・相談

健康診査・相談	内容	健康診査・相談内容通知方法
新生児聴覚スクリーニング検査	生後50日以内の時期に出生した病院、または千葉県内の委託医療機関で受けてください。	母子健康手帳と一緒に受診票を交付
乳児健康診査	生後3～4か月、6～7か月、9～10か月の時期に市内の委託医療機関で受けてください。	生後2か月になる月の中旬に、個人に通知
乳児股関節健診	生後3～4か月の時期に、市内の委託医療機関で受けてください。	生後2か月になる月の中旬に、個人に通知
育児相談	乳幼児の健康相談、子育ての相談などを個別で受けています。	随時(各保健福祉センター・本庁・各支所の市民健康相談室)
赤ちゃん教室	おおむね1歳までの乳児と保護者を対象に、健康・離乳食・歯のことなどの情報提供や個別相談等を行います。	随時(参加申込みは各保健福祉センターまで)
離乳食教室	生後4か月～5か月の赤ちゃん(第1子)の保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方や作り方を話しします。	随時(参加申込みは各保健福祉センターまで)
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に健康診査を行います。育児・栄養・むし歯予防についての相談も行います。	生後1歳6か月になる月の中旬に、個人に通知
わんぱく歯科くらぶ	2歳2か月～3歳5か月までの時期にむし歯予防教室を行っています。	1歳6か月児健康診査時に申し込みの案内をしています。
3歳児健康診査	3歳6か月児を対象に健康診査を行います。育児・栄養・むし歯予防についての相談も行います。	生後3歳5か月になる月の中旬に、個人に通知



手续及申请	时期	所需资料等	受理窗口	联系电话
取得在留资格	出生以后 30 天以内	请向地方出入国在留管理官署咨询。 (小孩不具有日本国籍时)	地方出入国在留管理官署	—
向本国政府报告	出生以后 30 天以内	请向大使馆 / 领事馆咨询。 (小孩不具有日本国籍时)	大使馆 / 领事馆	—
申请特别永住许可	出生以后 60 天以内	请向市民科咨询。	市民科	047-366-7340

① 母子健康手册

母子健康手册是记录妊娠经过，分娩，婴幼儿的健康检查，接种疫苗等记录的重要手册。

② 分娩育儿一次性补助金

分娩所花费的费用，由国民健康保险或在公司加入的健康保险支付的制度。按规定支付金额有上限。

③ 儿童补贴

儿童补贴是为了减轻家庭的育儿负担，促使儿童的健康成长的补贴。支付给有中学 3 年级以下儿童的家庭。(有收入限制)

④ 儿童医疗费补贴

儿童医疗费补贴是补贴在松户市有住民登记的到高中 3 年级为止的儿童的就诊·住院·配药的制度。不适用于保险诊疗外的医疗费(例：体检，接种疫苗等)。

(2) 婴幼儿的健康

① 对全部婴幼儿家庭实施家访

对于有出生四个月以内的婴幼儿的所有家庭，保健师或助产师将上门服务，测量体重并接受各种咨询。

② 婴幼儿体检·咨询

体检·咨询	内容	体检·咨询的通知方法
新生儿听力筛查	出生后 50 天以内前往分娩医院或千叶县内委托医疗机构接受检查。	与母子健康手册一同分发就诊单。
婴幼儿体检	生后 3~4 个月，6~7 个月，9~10 个月时，请在市内的委托医疗机构接受检查。	在出生后 2 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
婴幼儿股关节检查	生后 3~4 个月的时期，请在市内的委托医疗机构接受检查。	在出生后 2 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
育儿咨询	各别受理婴幼儿的健康咨询，育儿咨询。	随时(各保健福祉中心·市政府本馆·各支所的市民健康咨询室)
婴幼儿教室	针对大约到 1 岁的婴幼儿及其父母进行健康·断奶食品·乳牙相关的信息提供及各别咨询等。	随时(参加报名请向各保健福祉中心联系)
断奶食品讲座	对于生后 4 到 5 个月的幼儿(第一个孩子)家长，由营养师讲解断奶食品的知识及做法。	随时(参加报名请向各保健福祉中心联系)
1 岁 6 个月幼儿体检	对 1 岁 6 个月的幼儿实施体检。并就育儿·营养·预防虫牙等事项实施咨询。	在出生后 1 岁 6 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
顽皮牙科俱乐部	在 2 岁 2 个月~3 岁 5 个月期间实施的预防虫牙的教室。	在 1 岁 6 个月幼儿体检时通知申请方法
3 岁儿体检	对 3 岁 6 个月的幼儿实施体检。并就育儿·营养·预防虫牙等事项实施咨询。	在出生后 3 岁 5 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。



③ 予防接種

▶ 予防衛生課 TEL: 047-366-7483

乳幼児期に受ける定期予防接種の予診票（無料券）が冊子になった「定期予防接種ガイドブック」をお渡します。出生届または転居届を提出後、市民健康相談室にて申込みをしてください。海外で受けたことがある方は、その予防接種記録を持参してください。松戸市では、おたふくかぜ任意予防接種の費用助成も行っています。

予防接種名	対象年齢と接種回数	備考
ロタウイルス感染症	ロタリクス 出生6週0日から24週0日まで (2回経口接種) ロタテック 出生6週0日から32週0日まで (3回経口接種)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別接種のため委託医療機関で実施します。 ● 幼児・学童期に受けるものは、対象年齢になったときに個人通知します。 ※ 1：小学校就学前年度4月に個別通知 ※ 2：9歳誕生日前月に個別通知 ※ 3：小学6年生の4月に個別通知 ※ 4：小学6年生の4月に個別通知 ● 定期予防接種を受けるには住民確認が必要です。 ● 定期予防接種を受ける際「予防接種番号」が必要です。電話で申込みいただき、住民登録のある居住地へ郵送されます。
B型肝炎	1歳未満 (3回接種)	
Hib (ヒブ) 感染症	生後2か月～5歳未満 (4回接種)	
DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合)	生後2か月～7歳6か月未満 (4回接種)	
BCG	1歳未満 (1回経皮接種)	
MR (ましん・風しん混合)	第1期：1歳～2歳未満 (1回接種) 第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前年度 <u>4/1から3/31までの1年間</u> (1回接種) ※ 1	
水痘 (みずぼうそう)	1歳～3歳未満 (2回接種)	
日本脳炎	第1期：生後6か月～7歳6か月未満 (3回接種) 第2期：9歳～13歳未満 (1回接種) ※ 2	
DT (ジフテリア・破傷風混合)	第2期：11歳～13歳未満 (1回接種) ※ 3	
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)	小学6年～高校1年生に相当する年齢の女性 (3回接種) ※ 4	

③ (3) 子育て支援

① 出産直後のサポート

産後ケア事業 (宿泊型・日帰り型・訪問型)	出産後、十分な育児の援助が受けられない場合、赤ちゃんが生後4か月未満まで産後のお母さんと赤ちゃんの心と体のケアや育児サポートをします。	こども家庭センター 母子保健担当室	TEL: 047-366-7489
出生直後の援助	生後4か月未満の新生児がいるご家庭は、会員として登録 (有料) することで、派遣された提携会員から簡単な調理やおむつ替えなどの援助を受けることができます。	まつどファミリー・サポート・センター	TEL: 047-330-2941



③ 接种疫苗

▶ 预防卫生科 TEL : 047-366-7483

将分发婴幼儿期定期接种疫苗预诊表（免费券）被装订成册的[定期预防接种指南]。请在办理出生登记或迁移登记之后，前往市民健康咨询室申请。在国外接受过接种疫苗的人士，请携带接种疫苗记录。松户市也对流行性腮腺炎实施任意接种费用的补助。

接种名称	对象年龄及接种次数	备考
轮状病毒疫苗	1价疫苗 出生6周0日到24周0日以内(经口接种两次) 5价疫苗 出生6周0日到32周0日以内(经口接种三次)	<ul style="list-style-type: none"> ● 因属于各别接种，所以在委托医疗机构实施。 ● 幼儿·学龄期有必要接种的疫苗，到达对象年龄时各别通知。 ● ※1: 在进小学前一年度4月进行各别通知 ※2: 在9岁生日前一月进行各别通知 ※3: 小学6年级4月进行各别通知 ※4: 小学6年级4月进行各别通知 ● 接受定期接种疫苗时需要「接种疫苗编号」。各自致电申请之后，邮寄至住民登记的居住地。 ● 接受定期疫苗接种需要实施住民登记。
乙型肝炎	1岁以下（接种三次）	
Hib 感染症	生后2个月～5岁以下（接种四次）	
小儿肺炎球菌感染症		
DPT-IPV（白喉·百日咳·破伤风·灭活脊髓灰质炎混合）	生后2个月～7岁6个月以下（接种四次）	
BCG 卡介苗	1岁以下（经皮接种一次）	
MR（麻疹·风疹混合）	第1期：1岁～2岁以下（接种一次） 第2期：5岁以上7岁以下的上小学前年度4/1至3/31一年期间（接种一次）※1	
水痘	1岁～3岁以下（接种两次）	
日本脑炎	第1期：生后6个月～7岁6个月以下（接种三次） 第2期：9岁～13岁以下（接种一次）※2	
DT（白喉·破伤风混合）	第2期：11岁～13岁以下（接种一次）※3	
人乳头瘤病毒感染症（宫颈癌）	小学6年级～高中1年级的女性（接种三次）※4	



(3) 育儿支援

① 分娩后的支援

产后护理事业（住宿式·当天回家式·访问式）	对于产后不能充分得到家属育儿帮助的家庭，直至婴儿满4个月为止，提供对产后母子身心健康与育儿方面的支援。	儿童家庭中心 母子保健担当室	TEL : 047-366-7489
分娩后的援助	针对有不满4个月的新生儿的家庭，进行会员登记（收费）后，可以接受派遣的更换尿布或做简单饮食的援助服务。	松户家庭援助中心	TEL : 047-330-2941

② 子どもが通う施設

<p>公立保育所・民間保育園・小規模保育事業・認定こども園</p>	<p>保護者の就労などの理由で、家庭で保育のできない保護者に代わって就学前のお子様を保育する施設です。</p>	<p>保育課</p>	<p>TEL : 047-366-7351</p>
<p>私立幼稚園</p>	<p>主に3歳から小学校就学前のお子さんが通う教育施設です。 入園手続きや、入園料・利用料などについては各幼稚園にお問合せください。 施設等利用給付認定（幼児教育無償化）手続きなど、制度に関することについては幼児教育課までお問合せください。</p>	<p>幼児教育課</p>	<p>TEL : 047-701-5126</p>

③ 子育てサポート

<p>一時預かり</p>	<p>一時預かりには一時利用と定期利用があります。詳しくはお問合せください。</p>	<p>保育課</p>	<p>TEL : 047-366-7351</p>
<p>ファミリー・サポート・センター</p>	<p>生後4か月から小学校6年生までのお子様がいらっしゃるご家庭は、会員として登録（有料）することで、派遣された提供会員から、保育や送迎などの支援を受けることができます。</p>	<p>まつどファミリー・サポート・センター</p>	<p>TEL : 047-330-2941</p>
<p>こどもショートステイ</p>	<p>保護者が疾病・出産などにより、家庭での育児が困難なときに、満1歳以上の子どもを一時的に預けることができます。</p>	<p>こども家庭センター</p>	<p>TEL : 047-366-3941</p>
<p>放課後 KIDS ルーム</p>	<p>図書室などの学校施設を活用して、小学生が放課後等に学習や体験活動ができる場所です。</p>		
<p>放課後児童クラブ</p>	<p>保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学生を放課後等にお預かりします。</p>		
<p>おやこ DE 広場 / 子育て支援センター</p>	<p>市内20か所のおやこ DE 広場と、8か所の子育て支援センターでは、親子で遊ぶ、仲間作り、育児相談などもできます。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>TEL : 047-366-7347</p>
<p>ほっとる一む等の一時預かり</p>	<p>通院や買い物に行く場合のような「ちょっとだけ子どもを預けたい」時に、4時間まで子どもを預けることができます。</p>		
<p>病児・病後児保育</p>	<p>病気の時や病気回復時のため、保育園に行けない子や家庭保育が困難な子を預けることができます。</p>		

④ 子育て・家庭相談

相談内容	相談先	TEL
<p>母子の健康・栄養・歯科保健や育児</p>	<p>中央保健福祉センター</p>	<p>047-366-7489</p>
	<p>小金保健福祉センター</p>	<p>047-346-5601</p>
	<p>常盤平保健福祉センター</p>	<p>047-384-1333</p>
<p>子どもの心身の発達</p>	<p>こども発達センター</p>	<p>047-383-8111</p>



② 面向儿童的设施

公立保育所·民间保育园·小规模保育事业·认定儿童园	对家长因工作等原因而不能在家庭中照顾的小孩，实施就学前保育的设施。	保育科	TEL：047-366-7351
私立幼儿园	主要为面向3岁到上学校前的儿童的教育设施。有关入园手续，入园费用及保育费，请直接向各幼儿园咨询。设施等利用给付认定（幼儿教育的无偿化）事宜，请向幼儿教育科咨询。	幼儿教育科	TEL：047-701-5126

③ 育儿援助

临时保育	临时保育分偶尔利用和定期利用两种。详细请咨询。	保育科	TEL：047-366-7351
家庭援助中心	对于有出生后4个月至小学6年級的儿童的家庭，进行会员登记（收费）后，可享受派遣的家务，保育，接送等援助。	松户家庭援助中心	TEL：047-330-2941
儿童短期托看	家长生病·分娩等而不能在家庭中照顾小孩时，可以暂时保育满1岁以上的儿童的制度。	儿童家庭中心	TEL：047-366-3941
课后儿童之家	小学生在放学后，利用图书室等学校设施，学习功课及体验各项活动的场所。	育儿支援科	TEL：047-366-7347
课后儿童俱乐部	负责照看放学后因家长工作而家里无人照管的小学生。		
亲子广场 / 育儿支援中心	市内共有20处亲子广场，8处育儿支援中心。父母和孩子可以在此游玩，结交友人，进行育儿咨询等活动。		
ほっとる一む等临时保育	去医院看病或购物时，短时间保育儿童的设施。最大可保育4小时。		
病儿·病后儿保育	保育因生病或病后恢复期而不能去保育园，以及在家庭中照顾有困难儿童的。		

④ 育儿·家庭咨询

咨询内容	受理窗口	电话
母子的健康·营养·牙科保健和育儿	中央保健福利中心	047-366-7489
	小金保健福利中心	047-346-5601
	常盘平保健福利中心	047-384-1333
儿童的身心发达	儿童发达中心	047-383-8111



- ・日本では、満6歳～満15歳までの9年間は義務教育期間です。
- ・小学校は、満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。
- ・小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。
- ・高等学校は、小学校及び中学校における義務教育を修了した人を対象に普通教育及び専門教育を行っており、通常3年間の教育を受けます。
- ・日本で生活する外国籍の子どもも、公立の小中学校への入学を希望する場合は、日本国籍の児童生徒と同じ教育を無償で受けることができます。

(1) 学校案内・入学・転校

① 小学校 ▶ 学務課 TEL : 047-366-7457

市内には、小学校46校（公立45校、私立1校）があります。

● 小学校に入学する方法

市教育委員会では、新しく入学する児童の保護者に対し、就学時健康診断書通知書を10月中旬に、入学通知書を11月以降に送ります。この入学通知書には、児童名、生年月日、入学する学校名、入学の日が記入されています。入学児童のいる家庭で、この通知書が届かなかった場合は、お問合せください。また、入学通知書を発送後に本市に転入してきた場合は、転入届を提出した日以降に入学通知書を発行します。

※ 就学時健康診断

▶ 学務課 学校保健担当室 047-366-7459
 翌年度小学校に入学予定の児童を対象に、毎年秋に就学前の健康診断を行っています。

② 中学校 ▶ 学務課 TEL : 047-366-7457

市内には、中学校22校（公立20校、私立2校）があります。

● 中学校に入学する方法

入学通知書は11月以降に送ります。

※ 小・中学校の新1年生については、入学時に、隣接学区かつ徒歩で安全に通学できる範囲の学校を選択することができます。

● 市立小・中学校に入学しない場合

国立・県立・私立の小・中学校などに入学が決定した場合は、入学通知書と入学する学校から交付される入学承諾書（または許可書）の原本を学務課へ提出してください。（郵送可）

③ 小中学校を転校するとき

▶ 学務課 TEL : 047-366-7457

● 転入するとき

- ・前の学校でもらうもの…①在学証明書 ②教科用図書給与証明書
- ・手続き…転居届を市役所の市民課・各支所に出すときに一緒に手続きいただけます。

● 転出するとき

- ・在籍している学校でもらうもの…①在学証明書 ②教科用図書給与証明書
- ・手続き…転出先で手続きを行ってください。

④ 特別支援学級

▶ 学習指導課 TEL : 047-366-7458

特別支援学級は、心身に障害をもつ児童生徒を対象にその障害に応じて特別の教育を行うために設立されたものです。市では、障害の内容に応じて、知的障害、言語障害、自閉症・情緒障害、聴覚障害、視覚障害、病弱の学級や通級指導教室を設置しています。

⑤ 松戸市立第一中学校みらい分校（夜間中学）

▶ 学務課 TEL : 047-366-7457

みらい分校は夜間の公立中学校です。

- ・授業は、年間およそ200日、週5日あります。
- ・中学校の教科を勉強します。
- ・教員免許を持っている先生が教えます。
- ・しっかり勉強すれば、卒業証書をもらうことができます。
- ・授業料はかかりません。

詳細は、下記HPをご覧ください。



教育委員会



みらい分校

- 在日本，从满 6 周岁到满 15 周岁的 9 年间为义务教育期间。
- 儿童在满 6 周岁后的第一个四月即可以进入小学，接受 6 年的教育。
- 小学毕业后可以升入中学，接受 3 年的教育。
- 高中以接受完小学及中学的义务教育的儿童为对象，实施普通教育和专业教育。高中通常为 3 年。
- 生活在日本的外籍儿童，如果希望进入公立中小学学习，就可以接受和日本儿童同样的义务教育。

(1) 学校指南·入学·转学

① 小学 ▶ 学务科 TEL : 047-366-7457

市内共有 46 所小学（公立 45 所、私立 1 所）。

● 关于升入小学时的入学手续

市教育委员会将在入学的前一年的 10 月底前给新入学儿童的家长邮寄就学时体检通知书，并在 11 月以后邮寄入学通知书。入学通知书上记载着入学儿童的姓名，出生日期，即将要进入的学校名称，入学典礼的日期。有即将入学的儿童的家庭，如果没有接到上述通知书，请与有关部门联系。入学通知书发送后迁入本市的场合，将在办理完迁入登记手续的日期之后发行入学通知书。

※ 就学时体检

▶ 学务科 学校保健担当室 TEL : 047-366-7459

对于下一年度将进入小学的儿童，每年秋天实施就学前体检。

② 中学校 ▶ 学务科 TEL : 047-366-7457

市内共有 22 所中学（公立 20 所、私立 2 所）。

● 关于升中学时的入学手续

将在 11 月以后发送入学通知书。

※ 小学及初中一年级的学生，在入学时可以选择进入邻接学区的可以安全步行上学的学校。

● 不进入市立的小学及中学时

决定上国立·县立及私立的小学或中学时，请向学务科提交入学通知书和将入学的学校发行的入学承诺书（或许可书）的原件。（可邮寄）

③ 中小学的转学手续 ▶ 学务科 TEL : 047-366-7457

● 转入时

- 向转学前的学校领取的资料…①在学证明书
②教科用图书给与证明书

- 手续…可在向市政府的市民科或各支所提交迁居登记时同时办理。

● 转出时

- 向现在就学的学校领取的资料…①在学证明书
②教科用图书给与证明书
- 手续…请在新的居住地办理手续。

④ 特别支援班级

▶ 学习指导科 TEL : 047-366-7458

特别支援班级是对有身心障碍的儿童，根据程度实施特殊教育为目的为设立的班级。松户市根据残障程度，设有智力障碍，语言障碍，自闭症·情绪障碍，听觉障碍，视觉障碍，因病体弱的班级以及通级指导教室等。

⑤ 松户市立第一中学未来分校（夜间中学）

▶ 学务科 TEL : 047-366-7457

未来分校是夜间的公立中学。

- 年间实施 200 天授课，每周 5 天。
- 学习初中的课程。
- 由持有教员执照的教师授课。
- 努力学习，可以领到毕业证书。
- 学费免费。

详细可阅览下列网页。



教育委员会



未来分校

⑥ 市立高中

▶ 松户市立松户高中 TEL : 047-385-3201

松户市立松户高中设有普通科和国际人文科。



⑥ 市立高校

▶ **松戸市立松戸高校** TEL : 047-385-3201
 松戸市立松戸高校には、普通科と国際人文科があります。生徒募集と入学者選抜は県立高校と同時です。「広報まつど」でもお知らせします。普通科では、外国人特別入学者選抜も実施しています。

⑦ 特別支援学校

▶ **学習指導課(手続き)** TEL : 047-366-7458
 市内には、障害のある児童生徒を対象とした、県

立松戸特別支援学校(肢体不自由)、県立つくし特別支援学校(知的)、県立矢切特別支援学校(知的・肢体不自由)があります。見学・相談は各特別支援学校にお問合せください。

- ・ 県立松戸特別支援学校
047-388-2128 松戸市栗ヶ沢 784-17
- ・ 県立つくし特別支援学校
047-385-1632 松戸市金ヶ作 292-2
- ・ 県立矢切特別支援学校
047-312-3010 松戸市中矢切 54

(2) 日本語を母語としない児童生徒への支援

▶ **学習指導課** TEL : 047-366-7458/ 在籍の小中学校

① 日本語指導支援スタッフ

日本語がわからない、または少しわかる児童生徒に対し、日本語による日常生活に必要な日本語指導を行います。※教科の指導ではありません。

② 日本語指導協力者

日本語がわからない児童生徒に対し、母語による日本語指導を行います。また、学校への適応をサポートします。※教科の指導ではありません。

(3) 各種相談

① 教育相談 ▶ 児童生徒課 TEL : 047-366-7600

成長・発達に伴って起きてくる問題や悩み、専門的な立場から相談に応じています。

○ 相談内容
 登校しぶり・不登校・学校で集団になじめない、友人関係がうまくいかない・勉強しつらい・落ち着きがないなどの学校生活の問題や、手足・目・耳などの身体のことでの心配など。相談内容によっては必要な支援につなげます。

○ 相談の申し込み
 教育相談は予約制で、全て無料です。児童生徒課の相談受付 (TEL : 047-366-7600) に電話にてお申し込みください。

みください。

② 少年非行の防止

▶ **子どもわかもの課 少年センター** TEL : 047-366-7464
 青少年の非行を未然に防止し、健全育成を目的とした補導活動や声かけなどを行っています。

また、こども家庭センター・警察署・児童相談所・家庭裁判所・健康福祉センター・学校などと常に連携を図っています。

- 街頭補導活動
- 青少年相談 (常盤平児童福祉館内 TEL : 047-384-7867)

松戸市教育委員会 松戸市根本 356 番地 京葉ガスビル (松戸駅東口下車徒歩6分)

松戸駅 JR常磐線 柏
 新京成電鉄
 松戸市役所
 銀行 東葛飾合同庁舎
 教育委員会 松戸駅東口下車 徒歩6分
 税務署 GS
 国道6号 金町 柏

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/>

和县立高中同时实施招生及入学选拔。松户信息报「広報まつど」也将会刊登有关通知。普通科还实施外国人特别入学选拔。

⑦ 特别支援学校

▶ 学习指导科 (手续) 047-366-7458

在松户市内，以残障儿童为对象，设有县立特别支援学校（肢体残疾），县立つくし (Tsukushi) 特别支援学校（智力），县立矢切特别支援学校（智力、肢体残疾）三所学校。希望参观或咨询时，请

和各学校联系。

- 县立松戸特别支援学校
047-388-2128 松戸市栗沢 784-17
- 县立つくし (Tsukushi) 特别支援学校
047-385-1632 松戸市金作 292-2
- 县立矢切特别支援学校
047-312-3010 松戸市中矢切 54

(2) 针对母语不是日语的儿童的支持

▶ 学习指导科 TEL : 047-366-7458/ 有学籍的中小学

① 日语教学支援人员

对于不懂或略懂日语的儿童，用日语指导日常生活中所需的日语。※ 不实施各教科的指导。

② 协助日语指导的人员

对于不懂日语的儿童，除了用母语实施日语的指导，还帮助儿童适应学校生活。※ 不实施各教科的指导。

(3) 各项咨询

① 教育咨询

▶ 中小学生科 TEL : 047-366-7600

受理有关伴随成长发育而遇到的问题及烦恼，站在专家立场上接受各种咨询。

○ 咨询内容

受理如逃学，不上学，在学校不合群，和同学的关系不融洽，不想学习，焦躁不安等学校生活中遇到的问题，以及四肢，眼睛，耳朵等身体方面的担忧事项等。根据咨询内容提供所需要的支援。

○ 希望咨询时

教育咨询为预约制，免费。请致电中小学生科 (TEL : 047-366-7600) 预约。

② 防止青少年犯罪

▶ 儿童青少年科 少年中心 TEL : 047-366-7464

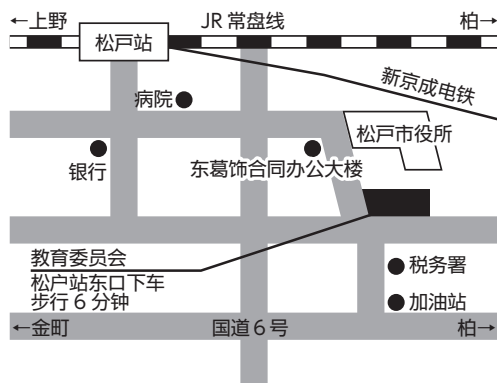
以防止青少年犯罪，促进青少年健康成长为目的而实施辅导及谈话。

此外还随时与儿童家庭咨询科・警察署・儿童咨询所・家庭法院・健康福利中心・学校等单位保持密切协作。

○ 街头指导活动

- 青少年咨询 (常盘平儿童福祉馆内 TEL : 047-384-7867)

松戸市教育委员会 松戸市根本 356 番地 京叶煤气大楼 (松戸站东口下车步行 6 分钟)



<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/>



教育

(1) 福祉

▶ 障害福祉課 TEL : 047-366-7348

① 身体障害者手帳

身体障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫に障害がある人。

手続方法：指定医による診断書が必要です。

② 療育手帳

知的障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：児童相談所または障害者相談センターにおいて、知的障害と判断された人。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：精神障害のため長期（6か月以上）にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人。有効期間は2年。

④ 障害福祉に関する支援

障害の程度に応じて、手当の支給、補装具・日常生活用具、在宅支援、税金・交通・公共料金の減免などの支援が受けられます。詳細は障害福祉課へお問合せください。

(2) 生活支援

① 生活保護

▶ 生活支援課 TEL : 047-366-7349

病気などで生活に困っている人に対して、扶養・資産・能力などに応じ、世帯単位で最低限度の生活を保障し、自立を助長します。外国籍の方については、一定の在留資格を有している方は、行政措置において生活保護と同等の制度が適用されます。生活保護の申請をする場合は、本人や扶養義務者または同居親族による手続きが必要です。

② 社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会

TEL : 047-368-0503

松戸市に住む皆さんが暮らしやすいまちをつくるために活動しています。ボランティアについてのお知らせをすること、生活に困っている人の相談にのることなどを行っています。

③ 生活困窮者自立支援制度

▶ 松戸市自立相談支援センター TEL : 047-366-0077

経済的な不安を抱える人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

住居確保給付金	離職者などであって就労能力や就労意欲のある人のうち、住居を喪失している、または喪失するおそれがある人に家賃相当額の給付金を支給します。支給期間は原則として3カ月間で、世帯人数に応じて上限額があります。
就労準備支援事業	長期離職などの理由により、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。
一時生活支援事業	住居をもたない人に、一定期間、宿泊場所や食事などを提供します。
家計改善支援事業	家計に問題を抱える人に対して、相談者が自ら家計を管理できるよう、家計相談や家計簿作成などの支援を行います。
子どもの学習支援事業	生活に困窮する家庭の小学5年生～高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことで、基礎学力の向上などを目指します。



7 福利・生活支援

(1) 福利

▶残障者福利科 TEL：047-366-7348

① 身体残障者手册

对于身体有一定程度残疾的人，根据其残障程度，颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：患有视觉，听觉，平衡功能，声音・言语或咀嚼功能，肢体（上肢・下肢・躯干），心脏功能，肾脏功能，肝脏功能，呼吸器官功能，膀胱・直肠功能，小肠功能，人体免疫障碍的人。

手续方法：需要指定医师的诊断书。

② 疗育手册

对于有智力障碍的人，根据其程度颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：在儿童咨询所或残障者咨询中心被判定为有智力障碍的人。

③ 精神障碍者保健福利手册

对于有一定的精神障碍的人，根据其程度颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：有精神障碍的人中，因为精神障碍而长期（6 个月以上）受到日常生活或社会活动限制的人。有效期为 2 年。

④ 残障福利相关支援

根据残障的程度，支付补贴，辅助器具・日常生活用具，居家援助，减免税金・交通费・减免公共费用等的支援。

详细请向有关科室咨询。

(2) 生活支援

① 生活保护

▶生活支援科 TEL：047-366-7349

对于因疾病等原因而生活困窘的人，根据抚养・财产・能力，以家庭为单位保障最低限度的生活，帮助其自立。外籍居民的场合，对于持有规定的再留资格的人，根据行政措施可以适用和生活保护同样的制度。申请生活保护时，需要本人或抚养义务者或同居的亲属自来办理手续。

③ 生活困窘者自立支援制度

▶松戸市自立咨询支援中心 TEL：047-366-0077

根据每位经济困窘人士的实际情况，制定相应支援方案，由专业的支援工作人员与相关专门机构相互协助，为解决对象人士所面临的难题而进行各种支援活动。

② 社会福祉法人 松戸市社会福祉协议会

▶ TEL：047-368-0503

为了创造便于市民生活的舒适环境而实施各类相关活动。面向公众传达有关公益活动的通知，以及为生活困窘人士提供咨询等服务。

确保住居补助金	对已经离职，且有就业能力或就业欲望的人士，当其丧失住居或有丧失住居的可能性时，补助房租等值金额的住居费。关于补助期间，原则上为 3 个月，补助上限根据家庭成员人数而定。
准备就业支援事业	因长期离职等原因，对立即就业有困难的人士，实施就业所需基础能力的教育支援等，提供有利于他们再次就业的各项支援。
临时生活支援事业	对于丧失住居的人士，在一定期间内，提供住宿场所和饮食支援。
改善家计支援事业	对管理家计抱有各种困难的人士，提供有关家计咨询以及制作家庭账本等支援，使之掌握自己管理家计的能力。
儿童学习支援事业	对生活困窘家庭的小学 5 年级～高中生，提供学习，居场所，心理咨询等支援，促使他们提高基础学历。



(1) 医療情報

① まつど医療機関マップ

▶ 地域医療課

TEL : 047-366-7771

日頃から身近な地域で健康管理を

行なうための「かかりつけ医」を

推進するため、市では医療機関

マップを作成し、転入者などの希

望者に市民課や支所にて配布しています。また、ま

つど医療機関ガイド（英語・中国語・韓国語・ベト

ナム語）を市のウェブサイトで公開しています。

[https://](https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/iryommap/index.files/iryoguide_2022.pdf)

www.city.matsudo.chiba.jp/

[iryoutoshi/iryommap/index.files/](https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/iryommap/index.files/iryoguide_2022.pdf)

[iryoguide_2022.pdf](https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/iryommap/index.files/iryoguide_2022.pdf)



③ そのほかの医療情報提供サービス

・ ちば医療ナビ

最新の医療機関情報が検索できます。

<http://www.iryu.pref.chiba.lg.jp/>

・ 日本政府観光局（JNTO）の医療案内

日本で医療を受ける際に役に立つ多言語ウェブサイトです。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

・ AMDA 国際医療情報センター

TEL : 03-6233-9266

外国人へ医療機関の案内・医療電話通訳をしているNPO 団体です。

電話相談対応日時：月曜～金曜 10：00～16：00

（祝日・年末年始を除く）

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

ウェブサイト対応言語：英語・中国語・韓国語・ベト

ナム語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・フィリ

ピノ語（タガログ語）

② 医療・健康づくり情報サイト「健康医療都市まつど」

▶ 地域医療課

TEL : 047-366-7771

松戸市内の医療機関マップや病院・診療所を紹介するウェブサイトです。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/>



(2) 医療機関

※受診の際、健康保険証・子ども医療費助成受給券をお持ちください。

① その日の診療機関がわかるテレホンサービス

TEL : 047-366-0010

対応日時：月曜～金曜 16：30～翌朝 9：00、

土曜・日曜・祝日 9：00～翌朝 9：00

対応日時：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日

～1月3日）・お盆（8月13日～16日）

20：00～23：00（電話受付 22：45 まで）

住所：松戸市竹ヶ花 45-53 衛生会館 2 階

② 夜間小児急病センター TEL : 047-712-2513

0歳から中学校3年生までの小児初期内科疾患に対応。夜間、子どもの具合が急に悪くなったときに利用できる診療所です。

対応日時：毎日 18：00～23：00

住所：松戸市千駄堀 993-1 総合医療センター内

④ 千葉西総合病院 TEL : 047-384-8111

外国人患者受け入れ医療機関認証制度 JMIP 認証・外国人患者受け入れ拠点病院

対応言語：英語・中国語・韓国語・フランス語・ロ

シア語・ベトナム語・タイ語・スペイン

語・ポルトガル語・フィリピン語（タガ

ログ語）

対応日時：月曜～土曜 9：00～16：00

（祝日を除く）

住所：松戸市金ヶ作 107-1（新京成線・常盤平駅北口徒歩 8 分）

③ 休日土曜日夜間歯科診療所 TEL : 047-365-3430

歯に関するトラブルについて、応急的な処置を行います。

E-mail : information@chibanishi-hp.or.jp

<http://www.chibanishi-hp.or.jp/>



(1) 医疗信息

① 松户医疗机构指南

▶ 地域医疗科

TEL: 047-366-7771

为了推广社区附近的管理健康的「家庭医」制度，松户市制作了医疗机构指南，在市民科及支所向迁入松户市的居民等需求者颁发。此外，也制作了英语・中文・韩国语・越南语版供外籍市民参考，手册可从市的网页下载。

https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/iryomap/index.files/iryoguide_2022.pdf



② 医疗・健康信息网页「健康医疗都市松户」

▶ 地域医疗科 TEL: 047-366-7771

介绍松户市内的医疗机关地图及医院・诊所信息的网页。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/iryoutoshi/>



③ 其他的提供医疗信息的服务

• 千叶医疗向导

可以查询最新的医疗机关信息。

<http://www.iryu.pref.chiba.lg.jp/>

• 日本政府观光局（JNTO）的医疗指南

供在日本接受治疗时参考的多语网页。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

• AMDA 国际医疗情报中心

TEL: 03-6233-9266

面向外国人的实施介绍医疗机关・电话医疗口译的 NPO 组织。

电话咨询受理时间：星期一～星期五

10:00 ~ 16:00

（节日・年末年初除外）

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

网页对应语种：英语・中文・韩国语・越南语・西班牙语・葡萄牙语・泰语・菲律宾语（他加禄语）

(2) 医疗机关

※ 就医时请携带健康保险证・儿童医疗费补助券。

① 当天可以就诊的医疗机关电话向导

TEL : 047-366-0010

时间：星期一～星期五 16:30 ~ 次日 9:00,
星期六・星期天・节日 9:00 ~ 次日 9:00

② 夜间小儿急病中心 TEL : 047-712-2513

诊疗 0 岁到中学 3 年級的儿童的初期内科疾病。是夜间儿童突发疾病时可以利用的诊所。

时间：每天 18:00 ~ 23:00

地址：松户市千驮堀 993-1 综合医疗中心内

③ 休息日及星期六夜间牙科诊所

TEL : 047-365-3430

应急处置有关牙科的病状。

时间：星期六・星期天・节日・年末年初（12月29日

~1月3日）・盂蓝盆节（8月13日~16日）

20:00 ~ 23:00（电话受理截至 22:45）

地址：松户市竹花 45-53 卫生会馆 2 楼

④ 千叶西综合病院 TEL : 047-384-8111

接收外籍患者医疗机关认证制度 JMIP 认证・接收外籍患者据点医院

对应语种：英语・中文・韩国语・法语・俄语・越南语・泰语・西班牙语・葡萄牙语・菲律宾语（他加禄语）

受理时间：星期一～星期六 9:00 ~ 16:00（节假日除外）

地址：松户市金作 107-1（新京成线・常盘平站北口步行 8 分钟）

E-mail : information@chibanishi-hp.or.jp

<http://www.chibanishi-hp.or.jp/>



けんこうじょうほう
(3) 健康情報

① **健康診査・検診**

市民の皆さんの健康づくりのため、各種の健康診査、健康教室、健康相談を行っています。

健(検)診	検査項目	担当課
特定健康診査 後期高齢者の健康診査	問診、診察、身体測定、 眼底検査 (該当者のみ)	国保年金課 (国保加入者)
人間ドック費用助成	問診、診察、身体測定、 がん検診 (肺・胃・大腸がん検診のどれか1つ) が含まれていること	TEL: 047-712-0141 (国民健康保険 コールセンター)
35歳～39歳の 国保健康診査	問診、診察、身体測定、 血液検査	
女性の健康診査		
肝炎ウイルス検診	問診、血液検査	
成人歯科健康診査	口腔内診査と相談	
骨粗しょう症検診	問診、手の指のX線検査	健康推進課 TEL: 047-366-7487
がん検診等	肺がん検診 (問診、胸部エックス線検査) 子宮頸がん検診 (問診、頸部細胞診) 乳がん検診 (問診、エコー検査・マンモグラフィ検査) 胃がん検診 (問診、バリウム検査・内視鏡検査) 大腸がん検診 (問診、便潜血反応検査) 前立腺がん検診 (問診、PSA検査)	

※実施場所・対象者については、担当課へ確認してください。

② **市民健康相談室**

赤ちゃんから高齢者までの健康相談を行っています。お気軽にご利用ください。

健康相談室	TEL	健康相談室	TEL
本庁市民健康相談室 (市役所本館1階)	047-366-1111 (代表)	六美市民健康相談室 (六美市民センター別館内)	047-384-2525 (直通)
矢切市民健康相談室 (矢切支所内)	047-362-3181 (支所代表)	馬橋市民健康相談室 (馬橋支所内)	047-345-2133 (直通)
東松戸市民健康相談室 (東松戸支所内)	047-703-0606 (直通)	小金市民健康相談室 (小金保健福祉センター内)	047-346-5601 (直通)
常盤平市民健康相談室 (常盤平支所内)	047-387-2131 (支所代表)	小金原市民健康相談室 (小金原支所内)	047-344-4151 (支所代表)
新松戸市民健康相談室 (新松戸支所内)	047-343-5111 (支所代表)	※対応日時：月曜～金曜 8:30～12:15 13:00～17:00 (本庁・小金のみ) 8:30～17:00	



(3) 健康信息

① 健康诊察·体检

为了增进市民的健康，实施各种体检，健康讲座，健康咨询。

体检分类	检查项目	担当科
特定健康体检	问诊，诊察，身体测定，尿检，血液检查，心电图检查，眼底检查（符合对象者）	国保年金科 （加入国保者） TEL: 047-712-0141 （国民健康保险 电话客服）
后期老年人的体检		
短期全面体检费用补助	问诊，诊察，身体测定，量血压，尿检，血液检查，心电图检查，癌症检查（肺·胃·大肠癌中检查一项）	健康推进科 TEL: 047-366-7487
35岁～39岁的国保健康体检	问诊，诊察，身体测定，量血压，尿检，血液检查	
妇女健康体检		
肝炎病毒体检	问诊，血液检查	
成人牙科检查	口腔内诊察及咨询	
检查骨质疏松症	问诊，用X光检查手指	
癌症检查等	肺癌检查（问诊、胸部X光检查） 宫颈癌检查（问诊、颈部细胞诊） 乳癌检查（问诊、超声波检查·乳腺摄影检查） 胃癌检查（问诊、钡餐造影检查·内窥镜检查） 大肠癌检查（问诊、便潜血反应检查） 前列腺癌检查（问诊、PSA检查）	

※ 有关实施场所·对象，请向担当科室咨询。

② 市民健康咨询室

受理自婴幼儿至老年人的各种健康咨询。请随时利用。

健康咨询室	电话	健康咨询室	电话
本厅市民健康咨询室 （市政府本馆1楼）	047-366-1111 （总机）	六实市民健康咨询室 （六实市民中心别馆内）	047-384-2525 （直通）
矢切市民健康咨询室 （矢切支所内）	047-362-3181 （支所总机）	马桥市民健康咨询室 （马桥支所内）	047-345-2133 （直通）
东松户市民健康咨询室 （东松户支所内）	047-703-0606 （直通）	小金市民健康咨询室 （小金保健福祉中心内）	047-346-5601 （直通）
常盘平市民健康咨询室 （常盘平支所内）	047-387-2131 （支所总机）	小金原市民健康咨询室 （小金原支所内）	047-344-4151 （支所总机）
新松户市民健康咨询室 （新松户支所内）	047-343-5111 （支所总机）	※ 受理时间：星期一～星期五 8:30～12:15 13:00～17:00 （政府办公主楼、小金支所） 8:30～17:00	



9 くらし (ゴミ・仕事・日本語)

(1) 家庭ごみの分け方・出し方

▶ 家庭ごみ相談コールセンター TEL: 0120-264-057 ※ IP 電話は 050-5358-9687 (有料) へ

日本で生活する人は誰でも、市役所等が定めているごみ分別ガイドラインに沿ってごみを捨てなければなりません。日本独特の習慣やルールの違いに戸惑うこともあるかもしれませんが、近隣の方とコミュニケーションを取りながら、近隣の迷惑とならないように、ルールを正しく守って出しましょう。詳細については、外国語版「家庭ごみの分け方出し方」や外国語版「ごみ処理ガイド」をご覧ください。



ごみの種類	対象品目	出し方
可燃ごみ 週3回	生ごみ、タバコの吸殻、紙くず、本革製品、生理用品、紙おむつ、負殻、ペットのトイレ用シート類、酒パックなどの内側が銀色のもの、板・角材等 (長さ 50cm 未満、太さ・厚さ 10cm 未満にしてひもで縛る)、資源にならない紙類など	・松戸市認定袋 可燃ごみ 用で出してください (黒いポリ袋・他自治体のポリ袋では出せません)。
不燃ごみ 週1回 ※令和4年2月の分別変更により、「陶磁器・ガラスなどのごみ」、「資源ごみ(金属製品類)」及び「小型家電」、「粗大ごみ」の一部が「不燃ごみ」となりました。	○スプレー缶など スプレー缶、一斗缶、ペンキ缶 ○金属製品類 傘、銅、刃物 ○陶磁器、ガラス製品 アルミホイール、植木鉢、コップ、皿 ○50cm 未満の小型家電製品 炊飯器、トースター、ドライヤー ○普通自転車 (一輪車、三輪車含む) ○プラスチック製品 (30cm 以上 50cm 未満) バケツ、ポリタンク ○剪定枝、落ち葉、草 ※不燃ごみ、資源ごみの日に収集します。	・他のものとは混ぜずに品ごとにわけてください。 ・透明または半透明のポリ袋で出してください (黒いポリ袋・松戸市認定袋 可燃ごみ 用では出せません)。 ・スプレー缶は使い切って穴を開けずに出してください。 ・割れたものや刃物等を出す場合、新聞紙などに包んで「危険」と明記して出してください。 ・普通自転車は「ごみ」と貼り紙をして出してください。 ※落ち葉・草は、松戸市認定袋 可燃ごみ 用か中身が見える透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。 ※剪定枝は長さ 50cm、太さ・厚さ 10cm 未満にしてひもで縛って出してください。
リサイクルするプラスチック 週1回	容器包装プラスチック、♻️の識別マークがついているものなど	・透明または半透明のポリ袋で出してください (黒いポリ袋・松戸市認定袋 可燃ごみ 用では出せません)。 ・中身を必ず使い切ってから、水ですすぐなどきれいにしてください。 ・汚れが付着しているものは「その他のプラスチックなどのごみ」で出してください。
その他のプラスチック などのごみ 週1回	文具や日用品などのそれ自体を利用するプラスチック製品 (30cm 未満)、ゴム類、合成皮革製品など 「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの (30cm 未満のもの)	・透明または半透明のポリ袋で出してください (黒いポリ袋・松戸市認定袋 可燃ごみ 用では出せません)。
資源ごみ (1) 紙類・布類 (2) ビン類・缶類 (飲料・食品用) ※ (1) と (2) は隔週で交互に収集します。	○紙類 段ボール、新聞紙、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑誌み (お菓子の空き箱、封筒、巻芯芯等) ○布類 衣類、カーテン、シーツ、毛布 ○ビン類・缶類 (飲料・食品用) 空き缶 (アルミ缶・スチール缶)、空きビン	・紙は種類ごとにひもで十文字に縛って出してください。 ・布類はひもで縛るか、ポリ袋に入れて「布類」と明記してください (雨の日や降りそうときは出さないでください)。 ・ビン類・缶類は、透明または半透明のポリ袋で出してください (黒いポリ袋・松戸市認定袋 可燃ごみ 用では出せません)。
有害などのごみ 週1回	乾電池、蛍光灯、体温計 (水銀使用のもの)、使い捨てライター (中身を使い切る)、珪藻土製品、小型充電式電池内蔵製品 (30cm 未満)	・透明または半透明のポリ袋で出してください (黒いポリ袋・松戸市認定袋 可燃ごみ 用では出せません)。 ・袋に「有害ごみ」と明記して出してください。 ・資源ごみ・不燃ごみと混じらないように注意して出してください。
ペットボトル ※回収協力店舗にて回収 ※リサイクル活動 (集団回収) での回収 ※公共収集では出せません。	♻️ マークの付いているペットボトル	・ペットボトルは、キャップ・ラベルを取って中をすすぎ、つぶして出してください。なお、取り外したキャップ・ラベルは、リサイクルするプラスチックに出してください。 ・リサイクル活動 (集団回収) については、お住まいの町会・自治会等にお問合せください。

※ごみ収集の休みは、日曜、5月3日～5日、12月31日～1月3日です。



(1) 家庭垃圾的分类・收集方法

▶家庭垃圾咨询客服中心 TEL：0120-264-057 ※IP电话 050-5358-9687（收费）

在日本生活，无论是谁，都必须按照市政府等制定的垃圾分类指针进行家庭垃圾的处理。对于这种日本独特的规则，或许会感到不习惯，请与邻居多进行交流，在扔垃圾时，一定不要给附近居民带来不快，要正确遵守规章对垃圾进行处理。



垃圾的种类	对象品种例	扔法
可燃垃圾 每星期 3 次	厨房垃圾，烟头，纸屑，皮制品，生理用品，尿不湿，贝壳，宠物的尿布，装酒类的里面为银色的盒子，板材等（长度不满 50cm，粗细不满 10cm 的，要用绳子系好），不能成为资源垃圾的纸类等	<ul style="list-style-type: none"> 请使用松户市认定可燃垃圾专用塑料袋扔垃圾（不可使用黑色塑料袋・其他自治体的塑料袋）。
不可燃垃圾 每星期 1 次 ※ 因 2022 年 2 月开始实施的分类变更，「陶瓷器・玻璃等垃圾」、「资源垃圾（金属制品类）」以及「小型家电」、「大件垃圾」的部分更改为「不可燃垃圾」。	喷雾罐等：喷雾罐、一斗罐、油漆罐 金属制品类：伞、锅、刀具 陶瓷器、玻璃制品：铝箔类、花盆、杯子、碟子 小于 50cm 小型家电制品：电饭锅、烤箱、吹风机 普通自行车（包括单轮车、三轮车） 塑料制品（尺寸 30cm 至 50cm）：水桶、塑料罐 修剪枝、落叶、草 ※ 与不可燃垃圾、资源垃圾同一天收集。	<ul style="list-style-type: none"> 请按品种分类后分别放置。 请装入透明或半透明的塑料袋内（不能使用黑色塑料袋・松户市认定可燃垃圾专用塑料袋）。 喷雾罐请用尽后，不需要打孔即可扔出。 扔易碎品及刀具类时，请用报纸包好并注明「危険」。 普通自行车（贴上「垃圾」字条扔出。） ※ 落叶・杂草请装入松户市认定可燃垃圾专用塑料袋或透明、半透明塑料袋内扔出。 ※ 长度 50cm 以下，粗细 10cm 以下的树枝，请用绳子捆好后扔出。
可再利用的塑料垃圾 每星期 1 次	容器包装塑料，有  的标记的垃圾等	<ul style="list-style-type: none"> 请装入透明或半透明的塑料袋内（不能使用黑色塑料袋・松户市认定可燃垃圾专用塑料袋）。 请使用完毕后，用水洗净后再扔出。 附有污垢的物品，请按照「其他的塑料垃圾」的指示扔出。
其他的塑料垃圾等 每星期 1 次	文具及日用品等塑料制品（不满 30cm），橡胶类，人造皮革制品等「可再利用的塑料垃圾」中附有污垢的（30cm 以下的物品）	<ul style="list-style-type: none"> 请装入透明或半透明的塑料袋内（不能使用黑色塑料袋・松户市认定可燃垃圾专用塑料袋）。
资源垃圾 (1) 纸类・布类 (2) 瓶类・罐类 (饮料・食品用) ※(1) 与 (2) 隔周交替回收	○纸类 纸板箱・报纸・海报・杂志・牛奶盒・废纸（食品盒、信封、卷纸芯等） ○布类 衣服类・窗帘・床单・毛毯 ○瓶类・罐类（饮料・食品用） 空罐（铝罐・铁罐）、空瓶	<ul style="list-style-type: none"> 纸类请按种类用绳子交叉系紧后扔出。 布类请用绳子捆好，或装入塑料袋内并标明为「布類」（请不要在下雨天或即将下雨时扔出）。 瓶类、罐类请装入透明或半透明的塑料袋内（不能使用黑色塑料袋・松户市认定可燃垃圾专用塑料袋）。
有害垃圾等 每星期 1 次	干电池，荧光灯，体温表（使用水银的），一次性打火机（请全部使用完毕），硅藻土制品，内存小型充电式电池的产品（未滿 30cm）	<ul style="list-style-type: none"> 请装入透明或半透明的塑料袋内（不能使用黑色塑料袋・松户市认定可燃垃圾专用塑料袋）。 请在袋子上标明为「有害ごみ」。 请注意不要混入资源垃圾、不可燃垃圾中。
塑料瓶 ※ 在回收协作店回收 ※ 再利用活动（集体回收） ※ 不能在公共收集时丢弃	有  标志的塑料瓶	<ul style="list-style-type: none"> 塑料瓶请将瓶盖・商标取下，洗干净后踩扁扔出。瓶盖和商标作为可再利用的塑料垃圾扔出。 有关再利用活动（集体回收），请向居住地的町会・自治会询问。

※ 星期天，5 月 3 日～5 日、12 月 31 日～1 月 3 日为垃圾收集休息日。



● **粗大ゴミ・戸別収集**

対象品目例：一辺の長さがおむね 50cm 以上のもの。

▶ **粗大ゴミ受付センター TEL：047-391-0007**

対応日時：8：30～17：00 (日曜・祝日・休日・年末年始を除く)

出し方：粗大ゴミ受付センターに電話で申し込みをしてください。

粗大ゴミ処理券を購入し、名前・収集日を書いて、粗大ゴミに貼って予約した日の朝 8 時 30 分までに
出してください。

領収証書は切り離していただき、収集が完了するまで、保管をお願いします。

一戸建…門の前など

集合住宅…ゴミ集積所のわきなど

費用：粗大ゴミ 1 点につき 1 枚 1,000 円 (税込)

● **市が収集しないゴミ**

家電リサイクル法対象品目 (洗濯機・ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機)、引っ越しゴミ等の一時多量ゴミおよび事業活動に伴うゴミ、家庭用デスクトップ型パソコン (本体・ディスプレイ)、土、たたまは専門業者に依頼してください。

● **多言語版「家庭ゴミの分け方出し方」、多言語版「ゴミ処理ガイド」**

ゴミの分け方と出し方について詳しく記載した「家庭ゴミの分け方出し方」や「ゴミ処理ガイド」の多言語版 (英語、中国語、韓国語、ベトナム語) を松戸市役所と各支所にて配布しています。また、市のウェブサイトからもダウンロードできます。



家庭ゴミの
分け方出し方



ゴミ処理ガイド

● **注意事項**

- ・転入後、必ず、お住まいの地域のごみ収集日や集積所を確認してください。
- ・ゴミは正しく分別し、自分が出す集積所と収集日を必ず守り、当日朝 8：30 までにしてください。
- ・ルール違反のゴミは収集できません。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

● **ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(日本語・英語に対応)**

お住まいの地域のごみの収集日がカレンダー形式で確認できる、スマートフォン向け無料アプリです。アラームで収集日をお知らせする機能もあります。また、ゴミの品目名から分別方法を検索できます。



ios



Android

(2) 自転車・駐輪場

▶ 交通政策課 TEL：047-366-7439

自転車の利用

- ・自転車は必ず防犯登録をしてください。防犯登録は、自転車販売店などで行っています。
- ・駅周辺は、自転車の放置禁止区域です。必ず駐輪場など所定の場所に駐車してください。
- ・有料の市営駐輪場を定期使用する場合は、事前に申請をして、許可を受けてください。

放置自転車について

- ・放置自転車とは、道路などの公共の場所に置かれ、利用者が自転車から離れることによって直ちに移動することができない状態の自転車のことです。
- ・放置自転車は、移送通告書などを貼り付けた後、保管所へ移送します。(保管期間は 2 か月)

放置自転車の返還時に持参するもの

- ・住所・名前が確認できるもの (運転免許証、健康保険証、学生証、在留カードなど)
- ・移送保管料 (自転車 3,000 円・バイク 6,000 円)
- ・自転車などのカギ



● 大件垃圾・上门回收

对象品目例：边长大约 50cm 以上的物品。

▶ 大件垃圾受理中心 TEL：047-391-0007

受理时间：8：30～17：00（星期日・节日・假日・年末年初除外）

扔 法：请向大件垃圾受理中心打电话申请。

请购买大件垃圾处理券，写上姓名・回收日贴在大件垃圾上，在预约日早上 8 点 30 分之前扔出。
收据部分请另行保存至回收完毕。

独户住宅…门前

公寓等…垃圾回收站旁边

费 用：大件垃圾每件 1 张 1,000 日元（含税）

● 本市不予收集的垃圾

家电回收再利用法的对象品种（洗衣机・显像管电视・液晶电视・等离子体电视・空调・冰箱・冷柜・衣物烘干机），因搬家而产生的大量垃圾，及举办活动产生的垃圾，家用电脑（主体・显示器），土壤，塌塌米请依赖专业公司回收。

● 多语版「家庭垃圾的分类及扔法」、多语版「垃圾处理指南」

有关详细记载垃圾分类及扔法的「家庭垃圾的分类及扔法」及「垃圾处理指南」多语版（英语，中文，韩国语，越南语），可在松户市政府及各支所领取。另外，也可从市政府网页下载。



家庭垃圾的
分类及扔法



垃圾处理指南

● 注意事项

- 搬家后，请务必确认自己居住地区的垃圾收集站的场所及收集时间。
- 垃圾要各自进行分类，按照种类在所定日的早上 8 点 30 分之前扔到所定的垃圾收集场所。
- 违反规则的垃圾将不被收集。

● 垃圾分类软件「さんあ〜る」(对应日语及英文)

是日历形式的可以确认居住地区垃圾收集日的免费智能手机用软件。备有提醒功能。此外还可以就垃圾名称查询分类方法。

垃圾分类软件「さんあ〜る」



ios



Android

(2) 自行车・存车处

▶ 交通政策科 TEL：047-366-7439

利用自行车时

- 请为自行车办理防犯登录。登录手续可在各自行车贩卖店办理。
- 车站周围禁止停放自行车。请务必将自行车停在存车处等规定的场所。
- 定期利用收费的市营存车处时，需要事先登记申请，获得许可。

所谓放置自行车

- 放置自行车是指停放在道路等公共场所的，因利用者不在现场而不能立刻移动的自行车。
- 放置自行车，被贴上移动通告后，将移到保管场所。（保管期限为 2 个月）

领取被移送的自行车时的所需物品

- 能够确认住所，姓名的证件（驾驶执照，健康保险证，学生证，在留卡等）
- 移送保管费（自行车 3,000 日元・摩托车 6,000 日元）
- 自行车等的钥匙



(3) 就職相談・職業紹介

▶ハローワーク松戸 TEL : 047-367-8609

日本で就労するには、就労する事が認められる在留資格が必要で、その在留資格によってできる仕事が決まっています。就職相談や職業紹介については、ハローワーク松戸へお問合せください。求職者の能力に適合する職業や賃金、勤務時間、通勤等の諸条件に合った会社の紹介を行っています。

対応日時：8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

住所：松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階、5階、10階

英語：月曜 10:00～12:00、13:00～15:00 火曜 10:00～12:00、13:00～15:00

中国語：水曜 13:00～17:00

スペイン語：月曜 10:00～12:00、13:00～15:00

(4) 国際交流

▶(公財)松戸市国際交流協会 (Matsudo International Exchange Association) TEL : 047-711-9511

受付日時：10:00～16:30 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) (電話対応9:00～)

対応言語：英語・中国語

公益財団法人松戸市国際交流協会は、松戸市内で国際交流の場を提供することにより、相互理解と友好親善を深め、国際平和に寄与することを目的に設立された団体で、国際文化祭、国際交流パーティー、外国人日本語スピーチコンテスト、初級日本語教室、各種講座の開催等様々な事業を実施しています。

住所：松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング4階 (松戸市文化ホール内)

Email : office@miea.or.jp

<https://www.miea.or.jp/>



MIEA

(5) 日本語学習

① 初級日本語教室 (公財)松戸市国際交流協会 TEL : 047-711-9511 (電話対応9:00～)

受付日時：10:00～16:30 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

対応言語：英語・中国語

受講費：3学期制・各学期 各クラス 1,000円

※受講には国際交流協会の賛助会員となる必要があります。(年会費：外国人1,000円)

住所：松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング4階 (松戸市文化ホール内)

Email : office@miea.or.jp

<https://www.miea.or.jp/>



MIEA

② 認定NPO法人 外国人の子どものための勉強会 TEL : 047-345-2051

外国からやって来て、地域の学校に入った子ども達を主な対象に、日本語・学習支援を行っています。

活動は大きく分けると定例勉強会、集中勉強会、親子会などの交流会となります。

<https://www.esco-matsudo.org>



ESCO

③ 日本語学習・生活ハンドブック 文化庁文化庁国語課 日本語教育企画係 TEL : 03-5253-4111

住所：東京都千代田区霞が関3-2-2

Email : nihongo@mext.go.jp

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/handbook/



(3) 就业咨询·介绍工作

▶ 松户公共职业安定所 TEL: 047-367-8609

在日本工作，必需持有可以就劳的在留资格，由在留资格的种类而决定可从事的工作。

有关就业咨询及介绍工作的服务，请向公共职业安定所咨询。根据求职者的能力，介绍符合职业，工资，工作及上下班时间条件的公司。

营业时间：8:30 ~ 17:15 (星期六·星期天·节日·年末年初除外)

地址：松户市松户 1307-1 松户大厦 3 楼，5 楼，10 楼

英文：星期一 10:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 15:00 星期二 10:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 15:00

中文：星期三 13:00 ~ 17:00

西班牙语：星期一 10:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 15:00

(4) 国际交流

▶ (公财) 松户市国际交流协会 (Matsudo International Exchange Association) TEL: 047-711-9511

受理时间：10:00 ~ 16:30 (星期六·星期天·节日·年末年初除外) (电话对应 9:00 ~)

对应语种：英文·中文

公益财团法人松户市国际交流协会是通过提供市民水平的国际交流的平台，而促进相互理解和加深友好亲善，为实现国际和平而设立的组织。实施国际文化节，国际交流联欢会，外国人日语演讲比赛，举办初级日语学习班等各项交流事业。

地址：松户市松户 1307-1 松户大厦 4 楼 (松户市文化大厅内)

Email: office@miea.or.jp

https://www.miea.or.jp/



MIEA

(5) 学习日语

① 初级日语学习班 (公财) 松户市国际交流协会 TEL: 047-711-9511 (电话对应 9:00 ~)

受理时间：10:00 ~ 16:30 (星期六·星期天·节日·年末年初除外)

对应语言：英文·中文

学 费：3 学期制·每学期·每班级 1000 日元

※ 除学费外，有必要成为国际交流协会的赞助会员。(年会费：外国人 1,000 日元)

地址：松户市松户 1307-1 松户大厦 4 楼 (松户市文化大厅内)

Email: office@miea.or.jp

https://www.miea.or.jp/



MIEA

② 认定 NPO 法人 外国人儿童学习会 TEL: 047-345-2051

以来自海外的进入日本的学校的儿童为对象，实施日语学习支援活动。

主要活动内容有例行学习班，集中学习班，各种联欢活动。

https://www.esco-matsudo.org



ESCO

③ 学习日语·生活手册 文化厅文化部国语科 日本語教育规划担当 TEL: 03-5253-4111

地址：东京都千代田区霞关 3-2-2

Email: nihongo@mext.go.jp

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/handbook/



10 といあわ そうだんまどぐち 問合せ・相談窓口

① 外国人相談窓口

▶ 広報広聴課 広聴担当室 TEL : 047-366-1162

日常生活で困っていること、悩んでいることを相談
できます。たとえば、家族、家庭、教育、行政手続、
仕事、健康、住まい、暮らしのことなどです。

相談専用 TEL : 047-366-9151

住所：松戸市根本 387-5 市役所本館 2階相談コーナー

英語：月曜～水曜 13:00～16:00
木曜・金曜 10:00～13:00

中国語：月曜～水曜 10:00～13:00
木曜・金曜 13:00～16:00

フィリピン語：火曜 13:00～16:00

(タガログ語) 金曜 10:00～13:00

下記の言語は、モバイル通訳機を使って相談できま
す。

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、
ベトナム語、タイ語、フィリピン語(タガログ語)、
ネパール語、ヒンディ語、フランス語、ロシア語、イ
ンドネシア語

※市役所が休みの日は、相談できません。

※相談の最終受付は終了時間の30分前です。

② 法律相談(予約制)

▶ 広報広聴課 広聴担当室 TEL : 047-366-1162

金銭、相続、離婚、土地家屋の賃貸借、売買、損害
賠償および隣関係、その他の専門的な法解釈を要
するもの。

※裁判中や調停中の場合は相談できません。

※予約ができる人は、松戸市内在住在勤の人です。

対応日時：

第1月曜 9:00～12:00

第2～4月曜 13:00～17:00

第1～4火曜・木曜 13:00～17:00

③ 法テラス多言語情報提供サービス

▶ TEL : 0570-078377

対応日時：月曜～金曜 9:00～17:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

<https://www.houterasu.or.jp/multilingual/>

④ 消費生活相談

▶ 消費生活センター TEL : 047-365-6565

商品やサービスの契約トラブルなどの相談を専門の
消費生活相談員が受け、解決のための助言などを行っ
ています。

対応日時：月曜～金曜 8:30～16:00

(祝日・年末年始を除く)

住所：松戸市小根本 7-8 京葉ガス F
松戸第2ビル5階

※対応日時外の電話相談：消費者ホットライン
「188」(年末年始を除く)

⑤ 就学相談

▶ 学習指導課 TEL : 047-366-7458

住所：松戸市根本 356 京葉ガス F 松戸ビル6階

対応日時：月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・

年末年始を除く)

⑥ 教育相談

▶ 児童生徒課 TEL : 047-366-7600

住所：松戸市根本 356 京葉ガス F 松戸ビル6階

対応日時：月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・

年末年始を除く)

⑦ 公立学校(小学校・中学校・市立高校)

▶ 学務課 TEL : 047-366-7457

住所：松戸市根本 356 京葉ガス F 松戸ビル4階

対応日時：月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・

年末年始を除く)

⑧ 婦人・DV相談

▶ こども家庭センター TEL : 047-366-3955

離婚、DV、夫婦間の悩み等の相談を婦人相談員が応
じます。

住所：松戸市竹ヶ花 74-3 中央保健福祉センター3階

対応日時：月曜～金曜 9:00～17:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



10 询问·咨询窗口

① 外国人咨询窗口

▶ 公关科 广听担当室 TEL:047-366-1162

可以就日常生活中遇到的各种问题进行咨询。例如家庭，教育，行政手续，工作，健康，住居，生活等诸问题。

咨询专用电话：047-366-9151

地址：松戸市根本 387-5 市政府本馆 2 楼咨询台

英文：星期一～星期三 13:00～16:00

星期四·五 10:00～13:00

中文：星期一～星期三 10:00～13:00

星期四·五 13:00～16:00

菲律宾语（他加禄语）：

星期二 13:00～16:00

星期五 10:00～13:00

以下语种也可使用视频电话口译咨询。

英语，中文，韩国语，葡萄牙语，西班牙语，越南语，泰语，菲律宾语（他加禄语），尼泊尔语，印地语，法语，俄语，印度尼西亚语

※ 市政府的休息日，不受理咨询服务。

※ 最终受理时间为结束时间的 30 分钟前。

② 法律咨询（预约制）

▶ 公关科 广听担当室 TEL:047-366-1162

就金钱，继承遗产，离婚，土地的租赁，买卖，赔偿损失及相邻关系，以及其他的需要专门的法律解释的问题进行咨询。

※ 处于诉讼及调解中的案例不予受理。

※ 在松戸市内居住或工作的人，可以预约。

受理时间：第 1 星期一 9:00～12:00

第 2～4 星期一 13:00～17:00

第 1～4 星期二·四 13:00～17:00

③ 法律平台多语信息提供服务

▶ TEL:0570-078377

受理时间：星期一～星期五 9:00～17:00（星期六·星期天·节日·年末年初除外）

<https://www.houterasu.or.jp/multilingual/>

④ 消费生活咨询

▶ 消费生活中心 TEL:047-365-6565

消费生活中心接受来自市民的关于商品，服务，契约等纠纷问题的咨询，有专门的消费生活咨询员进行解决问题的建议。

受理时间：星期一～星期五 8:30～16:00
（节日·年末年初除外）

地址：松戸市小根本 7-8 京叶煤气 F
松戸第 2 大楼 5 楼

※ 受理时间以外的电话咨询：请拨打消费者热线「188」（年末年初除外）

⑤ 就学咨询

▶ 学习指导科 TEL:047-366-7458

地址：松戸市根本 356 京叶煤气 F 松戸大楼 6 楼

受理时间：星期一～星期五 8:30～17:00
（节日·年末年初除外）

⑥ 教育咨询

▶ 中小生科 TEL:047-366-7600

地址：松戸市根本 356 京叶煤气 F 松戸大楼 6 楼

受理时间：星期一～星期五 8:30～17:00
（节日·年末年初除外）

⑦ 公立学校（小学·中学·市立高中）

▶ 学务科 TEL:047-366-7457

地址：松戸市根本 356 京叶煤气 F 松戸大楼 4 楼

受理时间：星期一～星期五 8:30～17:00
（节日·年末年初除外）

⑧ 妇女·家庭内暴力咨询

▶ 儿童家庭中心 TEL:047-366-3955

受理离婚，家庭内暴力，夫妻间问题等的咨询。

地址：松戸市竹花 74-3 中央保健福祉中心 3 楼

受理时间：星期一～星期五 9:00～17:00（星期六·星期天·节日·年末年初除外）



⑨ 家庭・児童相談

▶ **子ども家庭センター** TEL : 047-366-3941

原則として、0歳から18歳未満の子どもにかかわる相談。虐待の相談・通告、育児の悩み、養育上の問題の相談、発達の相談等。

住所：松戸市竹ヶ花 74-3 中央保健福祉センター3階

対応日時：月曜～金曜 9：00～17：00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

TEL : 0120-047-555 (お引越し専用電話)

対応日時：月曜～土曜 9：00～19：00

日曜・祝日・年末年始 9：00～17：00

<https://www.keiyogas.co.jp/>

▶ **水道**

TEL : 047-341-0430 (松戸市水道部)

TEL : 0570-001-245 (県水お客様センター：千葉県営水道)

⑩ 千葉県外国人テレホン相談

▶ **千葉県国際交流センター外国人相談**

TEL : 043-297-2966

県内の在住外国人による生活上の悩みなどに広く応じ、安全で快適な生活を支援するため、13か国語対応の、外国人相談を実施しています。

対応日時：月曜～金曜 9：00～12：00

13：00～16：00

(祝日・年末年始を除く)

⑪ 在留資格に関すること

▶ **東京外国人在留総合インフォメーションセンター**

TEL : 0570-013904

(IP、PHS、海外：03-5796-7112)

対応言語：英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポ

ルトガル語

対応日時：月曜～金曜 8：30～17：15

住所：東京都港区港南 5-5-30

⑫ 電気・ガス・水道

▶ **東京電力**

TEL : 0120-99-5555 (引越し)

TEL : 0120-99-5556 (停電・電気料金等に関するお

問合せ)

<http://www.tepco.co.jp/>

▶ **京葉ガス**

TEL : 047-325-1049 (ガス漏れ専用電話)

対応日時：365日、24時間

TEL : 047-361-0211 (お客様コールセンター)

対応日時：月曜～土曜 9：00～19：00

(祝日・年末年始を除く)



⑨ 家庭·儿童咨询

▶ 儿童家庭中心 TEL : 047-366-3941

原则上受理 0 岁到未满 18 岁的有关儿童的咨询。
包括虐待的咨询·通告, 育儿的烦恼的咨询, 有
关抚养问题及发育的咨询等。

地址: 松戸市竹花 74-3 中央保健福祉中心 3 楼

受理时间: 星期一~星期五 9:00~17:00 (星
期六·星期天·节日·年末年初除外)

TEL : 0120-047-555 (搬家专用电话)

受理时间: 星期一~星期六 9:00~19:00

星期天·节日·年末年初

9:00~17:00

<https://www.keiyogas.co.jp/>

▶ 自来水

TEL : 047-341-0430 (松戸市水道部)

TEL : 0570-001-245 (县水用户中心: 千叶县营
水道)

⑩ 千叶县外国人电话咨询

▶ 千叶县国际交流中心外国人咨询

TEL : 043-297-2966

就居住千叶县内的外国人所面临的各种生活上的
问题, 以帮助其能够安全舒适的生活为目的, 提
供 13 国语言的咨询服务。

受理时间:

星期一~星期五 9:00~12:00

13:00~16:00

(节日·年末年初除外)

⑪ 有关再留资格

▶ 东京外国人在留综合信息中心

TEL : 0570-013904

(IP, PHS, 国外: 03-5796-7112)

对应语种: 英文·韩国语·中文·西班牙语·葡
萄牙语

时间: 星期一~星期五 8:30~17:15

地址: 东京都港区港南 5-5-30

⑫ 电力·煤气·自来水

▶ 东京电力

TEL : 0120-99-5555 (搬家)

TEL : 0120-99-5556 (停电及有关电费的咨询等)

<http://www.tepco.co.jp/>

▶ 京叶煤气

TEL : 047-325-1049 (漏气专用电话)

受理时间: 365 天, 24 小时

TEL : 047-361-0211 (用户服务中心)

受理时间: 星期一~星期六 9:00~19:00

(节日·年末年初除外)



へんしゅうはつこう れいお ねん がつ にち
編集発行 令和5年7月1日

まつど しやくしよ けいざいしんこうぶ こくさいすいしんか
松戸市役所 経済振興部 国際推進課

〒271-8588

まつど し こねもと けいよう まつど だい
松戸市小根本7-8 京葉ガスF松戸第2ビル5階

TEL : 047-710-2725

FAX : 047-363-2653

Email : mckokusai@city.matsudo.chiba.jp

URL : <https://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal>



编辑发行 2023年7月1日

松戸市政府 经济振兴部 国际推进科

〒271-8588 松戸市小根本7-8 京叶煤气F松戸第2大楼5楼

TEL : 047-710-2725 FAX : 047-363-2653

Email : mckankou@city.matsudo.chiba.jp

<http://www.city.matsudo.chiba.jp/InternationalPortal>